

国際商標登録出願の願書等に英語で記載された
指定商品・サービス名等の
翻訳及び類似群コード調査事業

発 注 仕 様 書

特 許 庁

1. 件名

国際商標登録出願の願書等に英語で記載された指定商品・サービス名等の翻訳及び類似群コード調査事業

2. 事業の目的・必要性

特許庁では、商標審査官が商標検索システムを用いて商標の機械検索を行うため、あらかじめ商標登録出願及び国際商標登録出願(以下「マドプロ出願」という。)¹で我が国に出願された商標及びその指定商品・役務(サービス)²等について、検索キーとなる各種データを作成し、庁内システムに蓄積している。

本事業では、我が国を指定するマドプロ出願に係るデータのうち、通報及び中間書類³等に英語で記載された商品・サービス、標章の記述⁴、色彩の主張及び主要部の色彩⁵等について、翻訳する。

また、商品・サービスについては、互いに類似すると推定される商品・サービスをグルーピングした数字とアルファベットの組み合わせからなるコード(以下「類似群コード」という。)を調査し、データを作成する。

作成したデータは庁内システムに蓄積され、迅速かつ的確な商標審査の実現に資することとなる。また、マドプロ出願に係る商標公報に掲載され、民間企業等における国際登録された商標の権利範囲の理解を容易にする。

3. 事業の概要

特許庁が電子媒体に格納して貸与するマドプロ出願の通報及び PDF データにて貸与するマドプロ出願の中間書類等に、英語で記載された指定商品・サービス等について、庁の示すルールに従い翻訳するとともに、「商品・サービス国際分類表⁶」、その他貸与物等に基づき類似群コードを調査し、その結果を電子媒体に格納又は紙出力して提出する。

さらに、これらの庁内システムへの蓄積用データを作成し、電子媒体に格納して納入する(別紙 1: マドプロ翻訳・類似群コード調査作業概要モデルフロー参照)。

¹ 国際登録に基づき我が国を指定する領域指定を我が国の商標登録出願とみなすこととし、これらを「国際商標登録出願」という。(商標法 68 条の9)

また、国際登録の名義人は、国際登録の後でも領域指定(指定国の追加、又は国際登録の範囲内での保護を求める商品・役務の追加。これを「事後指定」という。)を行うことができる。(マドリッド協定議定書3条の2及び3条の3(2))。我が国を指定する事後指定は、商標法 68 条の9により我が国の商標登録出願とみなされる。

² 商標法第6条第1項の内容を指す。商標登録出願は、商標の使用する1又は2以上の商品又は役務(サービス)を指定して商標ごとに行う。この際に指定する商品、役務(サービス)を「指定商品」、「指定役務(サービス)」という。

³ 出願案件の処理を進行するための中間手続の際に特許庁、出願人、国際事務局が作成する各種書面。

⁴ 出願する標章について、出願人が英文で説明したもの。

⁵ 出願する標章について、出願人が色彩を有することを主張し、主要な色彩について英文で説明したもの。

⁶ 商標及びサービスマークの登録のための商品及びサービスの分類として各国共通の国際分類を採用することを目的に締結された協定(ニース協定)による類別表(商品及びサービスの類別を定めたもの:一般注釈、類見出し及び注釈から構成)と、商品及びサービスのアルファベット順一覧表をとりまとめたもの。ニース協定本文の対訳表、商品及びサービスの類別表(注釈付き)並びに各商品・サービスの日本語訳と類似群コードが付されている。(別紙 16 参照)

4. 作業予定対象及び作業予定件数

(1) 作業予定対象

令和7年3月～令和8年2月出願分

(2) 作業予定件数

- ① 通報分(指定通報⁷、事後指定通報⁸) 15,160件
- ② 中間書類分 8,410件
- ③ 設定登録後の通知分⁹ 950件

※いずれの件数も、外部要因である出願動向により変動する可能性があるため、当該件数を確約するものではない。

5. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6. 実施体制

(1) 人的環境

実施業者は、総括管理者、校閲者、翻訳者、類似群コード調査者、データ運用管理者(以下、校閲者、翻訳者、類似群コード調査者及びデータ運用管理者をまとめて「校閲者等」という。)を配置するとともに、実施体制、事業開始日からの全体スケジュール、実施機関の連絡体制等を整えること。

① 総括管理者

- ・ 事業全体の作業スケジュールを策定し、作業及び納入管理を行い、事業の運行を総括管理すること。
- ・ 事業の実施方法の内容を、校閲者等へ周知徹底し、作業に関して疑問が生じた場合には、庁担当者との連絡調整を行うこと。
- ・ 実施方法に基づき、作業に支障を来さないように具体的な作業工程を示した事業実施マニュアルを作成すること。
- ・ 作成した事業実施マニュアルを、庁担当者へ提示し、了承を得ること。提示する時期については、庁担当者との協議して決定する。事業遂行中も、必要に応じて加除修正し、その都度庁担当者に提示し、了承を得ること。
- ・ 事業実施マニュアルの内容を作業に従事する者すべてに把握させ、業務について十分理解させること。

② 校閲者

- ・ 弁理士資格を有する者又はそれと同等の者¹⁰であって、「類似商品・役務審査基準

⁷ WIPO 国際事務局(IB)から送付される日本国を指定する領域指定の案件。

⁸ WIPO 国際事務局(IB)から送付される国際登録後に日本国を指定する事後指定の案件。

⁹ 国際登録に対して行われる商品・役務の限定等。名義人(出願人)がIBに直接「商品及び役務の一覧表の減縮の記録の請求(MM6)」等を提出し(本国官庁経由の場合もあり。)、国際登録簿に記録後、指定国に通報される。(マドリッド協定に基づく規則 第25規則等)

¹⁰ 例えば、企業の知財部にて商標の類否及び識別性に係る業務をおおむね3年以上経験した者が該当する。

¹¹、「商品・サービス国際分類表」に関する高度な知識を有し、商標法、商標の審査基準¹²などに精通し、商標に関する調査について十分な経験を有する者を配置すること。

- ・ 本事業全件の調査内容について確認を行うこと。

③ 翻訳者

- ・ マドプロ出願の商品・役務の翻訳(和訳)に対応可能な英語力及び「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」に関する基礎的な知識を有する者を配置すること。なお、翻訳者の全員が工業用語・技術用語・経済用語を含む英文翻訳に関するおおむね1年以上の実務経験を有すること。そのうち少なくとも1名は、英検1級、TOEIC900点以上又はこれらと同等の英語力を有する者を配置すること。

④ 類似群コード調査者

- ・ 「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」に関する十分な知識を有する者を配置すること。

⑤ データ運用管理者

- ・ 実施業者は、庁から貸与される発注データの運用、納入データの作成などを円滑に行うための専門的知識を有する人材を配置すること。

※ ①～⑤の業務は互いに兼務可能とする。

(2) 物的環境

① システム・機器類

- ・ 本事業で必要となるシステムの開発及び機器類(PC、DVDドライブ、納入用DVD、プリンタ等)は、実施業者が自己の負担において用意し、運用すること。

② ソフトウェア及びデータ形式(別紙 2～11)

- ・ 発注・納入で扱う電子データは、庁が指定したデータ形式によるものとする。
- ・ 発注・納入で使用する記録媒体は、庁が指定した規格等によるものとする。
- ・ 受け取った発注用電子データを利用するために必要となるソフトウェア、納入用電子データを作成する際に必要となるソフトウェアなど、本事業の実施にあたって、実施業者が必要とするソフトウェアは、実施業者が自己の負担において用意、運用すること。
- ・ 事業実施途中において、発注・納入で扱う電子データのデータ形式、あるいは、発注・納入で使用する電子媒体の規格等を変更することが生じた場合、庁の変更に合わせて対応すること。その場合、変更契約の要否を含め特許庁と請負事業者で協議することとする。

¹¹ 指定商品・指定役務(サービス)によって表される商標権の範囲の判断を容易にするため、商品の生産部門、販売部門、原材料、品質等で同質性を有する商品群、又は役務の提供の手段、目的、提供の場所等で同質性を有する役務群に属する商品又は役務を互いに類似する商品又は役務として推定したもの(別紙 15 参照)。特許庁ホームページ(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji_kijun/ruiji_kijun11-2020.html)に掲載されている。

¹² 商標法の適用を円滑に運用し、商標登録出願に関する審査を適正かつ統一的行うために、条項ごとにその条文の解釈、運用に関し審査実務上の基準を定めたもの。特許庁ホームページ(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html>)に掲載されている。

7. 実施方法

本項に示す実施方法は一例である。具体的な作業内容については、実施前に庁担当者と十分な打合せを行うこと。作業手法は、庁担当者の承認後、変更が生じた場合は速やかに報告し指示に従うこと。

[通報分]

(1) 発注用電子データ・書類の貸与

- ① 庁は、原則週 1 回(月曜日)、発注用電子データを格納した媒体(別紙 2-1、3～5)及び通報分発注用資料(別紙 23)を貸与する。実施業者は、庁が指定した日時・場所に受け取りに来ること。
- ② 発注用電子データを格納した媒体を受領する際には、庁が管理する発注管理簿に必要事項(媒体引渡し日及び担当者氏名等)を実施業者担当者が記入、確認すること。

(2) 媒体からの必要事項の出力

- ① 実施業者は、庁が貸与する暗号化された発注データ(DVD-RW に格納)を、別途庁が提供するパスワードにより復号し、編集して紙出力する(以下「プリント通報」(別紙 12)という。)。

(3) 公序良俗違反のチェック

- ① 実施業者は、プリント通報(別紙 12)の【指定商品・指定役務】及び【標章の記述】、【標章の記述(任意)】を確認し、公序良俗を害するおそれのあるものについては、速やかに庁担当者へ連絡し、その指示に従うものとする。
- ② 公序良俗を害するおそれがあるか否かについては、「商標審査基準¹³⁾」、「商標審査便覧¹⁴⁾」を参照のこと。

(4) 色彩の主張等データシートへの書誌的事項及び色彩の主張等の転記

- ① 実施業者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔庁内整理番号〕にプリント通報(別紙 12)の【庁内整理番号】を転記する。
- ② 実施業者は、色彩の主張等データシートの〔国際登録番号〕にプリント通報の【国際登録番号】を転記する。

¹³⁾ 商標法の適用を円滑に運用し、商標登録出願に関する審査を適正かつ統一的行うために、条項毎にその条文の解釈、運用に関し審査実務上の基準を定めたもの。公序良俗違反については、第 4 条第 1 項第 7 号(公序良俗違反)(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html>)を参照。

¹⁴⁾ 商標制度の円滑な運用をするにあたって、出願に対する審査が一定の基準に従って公平妥当、かつ、迅速に行われることが必要であるとの観点から、実務上必要な関係法令、例規、取決め、文例等を解説し、これを一定の分類によって整理したもの。公序良俗違反については、85.01 「出願公開に伴う、『公序良俗を害するおそれのある商標』及び『公序良俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務』について」

(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/index.html>)を参照。

- ③ 実施業者は、色彩の主張等データシートの〔色彩の主張(英文)〕にプリント通報の【色彩の主張】を転記する。
 - ④ 実施業者は、色彩の主張等データシートの〔主要部の色彩(英文)〕にプリント通報の【主要部の色彩】を転記する。
 - ⑤ 実施業者は、色彩の主張等データシートの〔標章の音訳(英文)〕にプリント通報の【標章の音訳】を転記する。
 - ⑥ 実施業者は、色彩の主張等データシートの〔標章の記述(英文)〕にプリント通報の【標章の記述】を転記する。
 - ⑦ 実施業者は、色彩の主張等データシートの〔標章の記述(任意)(英文)〕にプリント通報の【標章の記述(任意)】を転記する。
- (5) 商品・サービス名等データシートへの書誌的事項の転記
- ① 実施業者は、商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔庁内整理番号〕にプリント通報(別紙 12)の【庁内整理番号】を転記する。
 - ② 実施業者は、商品・サービス名等データシートの〔国際登録番号〕にプリント通報の【国際登録番号】を転記する。
- (6) 商品・サービス名等データシートへの商品・サービス名等の転記・編集
- ① 翻訳者は、商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔版〕、〔区分〕にプリント通報(別紙 12)の【版】、【類】を転記する。
 - ② 翻訳者は、商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(英文)〕にプリント通報の【指定商品・指定役務】の内容を、必要に応じて英文を区切って、転記する。
 - ③ プリント通報の【類】が複数ある場合は、①、②の作業を繰り返す。
- (7) 色彩の主張及び主要部の色彩の翻訳・記入
- ① 翻訳者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔色彩の主張(英文)〕及び〔主要部の色彩(英文)〕を翻訳する。
 - ② 上記①の訳を、色彩の主張等データシートの〔色彩の主張(和文)〕、〔主要部の色彩(和文)〕の各欄に記入する。
- (8) 標章の音訳の転記又は翻訳・記入
- ① 翻訳者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔標章の音訳(英文)〕が、単に表音を欧文字表記したもののみの場合は、全角の欧文字で色彩の主張等データシートの〔標章の音訳(和文)〕に転記する。
 - ② 翻訳者は、色彩の主張等データシートの〔標章の音訳(英文)〕が、単に表音を欧文字表記したもののみ以外の場合(表音について記述的に記載してあるものの場合)は翻訳し、その訳を色彩の主張等データシートの〔標章の音訳(和文)〕に記入する。
- (9) 標章の記述の翻訳・記入
- ① 翻訳者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔標章の記述(英文)〕を翻訳する。

- ② 上記①の訳を、色彩の主張等データシートの〔標章の記述(和文)〕に記入する。

(10) 標章の記述(任意)の翻訳・記入

- ① 翻訳者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔標章の記述(任意)(英文)〕を翻訳する。
- ② 上記①の訳を、色彩の主張等データシートの〔標章の記述(任意)(和文)〕に記入する。

(11) 商品・サービス名の翻訳・記入

- ① 翻訳者は、商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔商品・サービス名(英文)〕を翻訳する。
- また、翻訳者は、複数の商品を対象とする小売等役務表示(以下「複数商品小売等役務表示」という。)に関する〔商品・サービス名(英文)〕については、必要に応じて当該複数の商品を分断し、分断後のものを商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(英文)〕に記入するとともに、それぞれを翻訳する。
- ② 上記①の訳を、商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(和文)〕に記入する。
- ③ 翻訳者は、商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(英文)〕が「商品・サービス国際分類表」に存在する場合には、商品・サービス名等データシートの〔ガイド〕に、「*(アスタリスク)」を記入する。一致はしないが近似する場合は、「△」を記入する。一致も近似もしない場合は、空欄とする。

(12) 付与すべき類似群コードの調査・記入

- ① 類似群コード調査者は、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」、「翻訳チェックテーブル」等を参照して商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔商品・サービス名(英文)〕に付与すべき類似群コードを調査し、商品・サービス名等データシートの〔類似群コード〕に記入する。
- ② 類似群コード調査者は、上記(11)①で記入された分断後の複数商品小売等役務表示に関する〔商品・サービス名(英文)〕については、分断前の〔商品・サービス名(英文)〕に対応する付与すべき類似群コード(重複排除後)を商品・サービス名等データシートの〔類似群〕に記入するとともに、分断前の〔商品・サービス名(英文)〕に対応する合体した翻訳を商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(和文)〕に記入する。
- ③ 類似群コード調査者は、プリント通報(別紙 12)の【版】が 9 版以前のもので、かつ、通報分発注用書類(別紙 23)の【国際登録日】(事後指定日があるときは【事後指定日】)が、平成 23 年 12 月 31 日以前のものについては、「翻訳チェックテーブル」等を参照して、付与すべき類似群コードを調査し、商品・サービス名等データシートの〔事後指定日〕及び〔類似群コード〕に記入する。
- ④ 類似群コード数が 500 個を超えるものについては、商品・サービス名等データシートの〔類似群コード〕に、「?????」(半角、5 個)を記入する。

(13) 校閲者による校閲

- ① 校閲者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)及び商品・サービス名等データシート(別紙 14)の内容確認を全件について実施する。この際、書誌的事項の記載に誤りがないか、商品・サービス名の区切りが適切であるか、訳が適当であるか、類似群コードが適当であるかなどの観点で確認を行う。
- ② 校閲者は、色彩の主張等データシート及び商品・サービス名等データシートの内容に不備がないことを確認し、修正や再調査の必要が無くなったと判断するに至った段階で校閲を終了する。
- ③ 校閲は、当該案件の翻訳者及び類似群コード調査者とは異なる者が行う。

(14) 納入用電子データの作成

- ① 「色彩の主張等納入データ」の作成
 - ・作成した色彩の主張等データシート(別紙 13)及び商品・サービス名等データシート(別紙 14)を元に、「色彩の主張等納入データ」(別紙 2-2、6～8)を作成し、DVD-RW に格納するとともに、OpenSSL(暗号アルゴリズム: AES(鍵長 256))を使った共通鍵による暗号化を実施する。その際、復号用パスワードは実施業者にて設定し、庁担当者に連絡する。
 - ・色彩の主張、主要部の色彩、標章の音訳、標章の記述、標章の記述(任意)に関し、バイト数が 4000 バイトを越えた場合、その情報項目を CD-RW に格納する。
 - ・納入データ(和訳)に関し、バイト数が 16000 バイトを越えた場合、その情報項目を CD-RW に格納する(Excelデータ)。内容は「庁内整理番号」「国際登録番号」「指定区分」「商品・サービス名(和文)」とする。
- ② 「商品・サービス名等納入データ」及び「翻訳シート」の作成
 - ・作成した色彩の主張等データシート及び商品・サービス名等データシートを元に、「商品・サービス名等納入データ」(別紙 2-2、9～11)、及び「翻訳シート」(別紙 17、18)のデータを作成する。
 - ・「商品・サービス名等納入データ」は、DVD-RW に格納するとともに、OpenSSL(暗号アルゴリズム: AES(鍵長 256))を使った共通鍵による暗号化を実施する。その際、復号用パスワードは実施業者にて設定し、庁担当者に連絡する。
 - ・「翻訳シート」は、CD-R に格納する。(Excelデータ)
- ③ 複数商品小売等役務表示等に関するデータの作成
 - ・複数商品小売等役務表示に関する[商品・サービス名(英文)]のうち、当該複数の商品を分断して翻訳し、類似群を調査したものについては、関連するデータを庁が貸与した CD-RW に格納する(Excelデータ)。
 - ・事業者が調査時又は校閲時に「翻訳チェックテーブル」の誤記と考えられるものを発見した場合は、そのデータを庁が貸与した CD-RW に併せて格納し(Excelデータ)、庁担当者に報告する。

(15) 納入

- ① 上記(14)①の電子媒体(DVD-RW)は、発注から原則として 5 週間以内の月曜日に

納入する。ただし、分割出願(出願後の分割)分については、発注から原則として 3 週間以内の月曜日に納入する。いずれも、初回納入については、庁担当者と協議の上決定する。

- ② 上記(14)②の電子媒体(DVD-RW)は、発注から原則として 5 週間以内に納入する。ただし、初回納入については、庁担当者と協議の上決定する。
- ③ 上記(14)①の電子媒体(CD-RW)、同②の電子媒体(CD-R)及び同③の電子媒体(CD-RW)は、発注から原則として 5 週間以内に提出する。ただし、初回提出については、庁担当者と協議の上決定する。
- ④ 納入場所は、特許庁審査業務部商標課とする。
- ⑤ 納入されたデータに不備があった場合は、庁担当者から実施業者に再作成を指示するので、庁の指示から1週間以内に、実施業者の責任において不備を解消したデータを再納入すること。

[中間書類分]

(1) 発注用資料の貸与

- ① 庁は、原則週 1 回(月曜日)、中間書類分発注用資料(別紙 2-1、21)を、特許庁が指定する大容量ファイル交換サービスを利用して貸与する。実施業者は、速やかに受け取ること。

(2) 色彩の主張等データシートへの書誌的事項及び色彩の主張等の転記

- ① 実施業者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の[庁内整理番号]に中間書類分発注用資料(別紙 21)の【庁内整理番号】を転記する。
- ② 実施業者は、色彩の主張等データシートの[国際登録番号]に中間書類分発注用資料の【国際登録番号】を転記する。
- ③ 実施業者は、色彩の主張等データシートの[色彩の主張(英文)]に中間書類分発注用資料の【色彩の主張】に該当する情報を転記する。
- ④ 実施業者は、色彩の主張等データシートの[主要部の色彩(英文)]に中間書類分発注用資料の【主要部の色彩】に該当する情報を転記する。
- ⑤ 実施業者は、色彩の主張等データシートの[標章の音訳(英文)]に中間書類分発注用資料の【標章の音訳】に該当する情報を転記する。
- ⑥ 実施業者は、色彩の主張等データシートの[標章の記述(英文)]に中間書類分発注用資料の【標章の記述】に該当する情報を転記する。
- ⑦ 実施業者は、色彩の主張等データシートの[標章の記述(任意)(英文)]に中間書類分発注用資料の【標章の記述(任意)】に該当する情報を転記する。

(3) 商品・サービス名等データシートへの書誌的事項の転記

- ① 実施業者は、商品・サービス名等データシート(別紙 14)の[庁内整理番号]に中間書類分発注用資料(別紙 21)の【庁内整理番号】を転記する。
- ② 実施業者は、商品・サービス名等データシートの[国際登録番号]に、中間書類分発注用資料の【国際登録番号】を転記する。

- ③ 実施業者は、商品・サービス名等データシートの〔特許庁受理日〕に、中間書類分発注用資料の【書類受理日】の日付を転記する。

(4) 商品・サービス名等データシートへ商品・サービスに関する情報を転記・編集

- ① 翻訳者は、商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔区分〕に、中間書類分発注用資料(別紙 21)の【類】に該当する情報を転記する。
- ② 翻訳者は、商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(英文)〕に、中間書類分発注用資料の【商品・サービス名】に該当する情報を必要に応じて英文を区切って解釈し、転記する。また、1区分あたりの〔商品・サービス名(英文)〕が 15000 バイトを越える場合(35 類は 10000 バイトを超える場合)は、注意書きのメッセージを追記する(別紙 22-3)。
- ③ 翻訳者は、定型文言(別紙 22-3)に該当する場合は、それを転記する。
- ④ 中間書類分発注用資料の【類】に該当する情報が複数ある場合は、①から③の作業を繰り返す。

(5) 色彩の主張及び主要部の色彩の翻訳・記入

- ① 翻訳者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔色彩の主張(英文)〕及び〔主要部の色彩(英文)〕を翻訳する。
- ② 上記①の訳を、色彩の主張等データシートの〔色彩の主張(和文)〕、〔主要部の色彩(和文)〕の各欄に記入する。

(6) 標章の音訳の転記又は翻訳・記入

- ① 翻訳者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔標章の音訳(英文)〕が、単に表音を欧文字表記したもののみの場合は、全角の欧文字で色彩の主張等データシートの〔標章の音訳(和文)〕に転記する。
- ② 翻訳者は、色彩の主張等データシートの〔標章の音訳(英文)〕が、単に表音を欧文字表記したもののみ以外の場合(表音について記述的に記載してあるものの場合)は翻訳し、その訳を色彩の主張等データシートの〔標章の音訳(和文)〕に記入する。

(7) 標章の記述の翻訳・記入

- ① 翻訳者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔標章の記述(英文)〕を翻訳する。
- ② 上記①の訳を、色彩の主張等データシートの〔標章の記述(和文)〕に記入する。

(8) 標章の記述(任意)の翻訳・記入

- ① 翻訳者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)の〔標章の記述(任意)(英文)〕を翻訳する。
- ② 上記①の訳を、色彩の主張等データシートの〔標章の記述(任意)(和文)〕に記入する。

(9) 商品・サービス名の翻訳・記入

- ① 翻訳者は、商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔商品・サービス名(英文)〕

を翻訳する(定型文言に該当する場合は別紙 22-3 に従う。)

- ② 上記①の訳を、商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(和文)〕に記入する。
- ③ 翻訳者は、商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(英文)〕が「商品・サービス国際分類表」に存在する場合には、翻訳シートの〔ガイド〕に、「*(アスタリスク)」を記入する。一致はしないが近似する場合は、「△」を記入する。一致も近似もしない場合は、空欄とする。

(10) 付与すべき類似群コードの調査・記入

- ① 類似群コード調査者は、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」、「翻訳チェックテーブル」等を参照して商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔商品・サービス名(英文)〕に付与すべき類似群コードを調査し、商品・サービス名等データシートの〔類似群コード〕に記入する。
- ② 類似群コード調査者は、Madrid Monitor(WIPO ホームページ)で国際分類版を確認し、【版】が 9 版以前のもので、かつ、中間書類分発注用資料(別紙 21)の国際登録番号に係る【国際登録日】(事後指定日があるときは【事後指定日】)が、平成 23 年 12 月 31 日以前のものについては、「翻訳チェックテーブル」等を参照して、付与すべき類似群コードを調査し、商品・サービス名等データシートの〔類似群コード〕に記入する。
- ③ 類似群コード数が 500 個を超えるものについては、商品・サービス名等データシートの〔類似群コード〕に、「?????」(半角、5 個)を記入する。

(11) 校閲者による校閲

- ① 校閲者は、色彩の主張等データシート(別紙 13)及び商品・サービス名等データシート(別紙 14)の内容確認を全件について実施する。この際、書誌的事項の記載に誤りがないか、商品・サービス名の区切りが適切であるか、訳が適当であるか(別紙 22-3 に従い、1 区分あたりの〔商品・サービス名(英文)〕が 15000 バイトを超える場合(35 類は 10000 バイトを超える場合)は、注意書きのメッセージの校閲を行うとともに、中間書類に記載された定型文言の校閲を行う。)、類似群コードが適当であるかなどの観点で確認を行うこと。
- ② 校閲者は、色彩の主張等データシート及び商品・サービス名等データシートの内容に不備がないことを確認し、修正や再調査の必要が無くなったと判断するに至った段階で校閲を終了する。
- ③ 校閲は、当該案件の翻訳者及び類似群コード調査者とは異なる者が行うこと。

(12) 納入用電子データの作成及び紙出力

- ① 作成した色彩の主張等データシート及び商品・サービス名等データシートを元に、「商品・サービス名等納入データ」(別紙 2-2、6~11)、及び、「中間書類分翻訳シート①」(別紙 17、19-1)及び「中間書類分翻訳シート②」(別紙 17、19-2)のデータを作成する。

- ② 「商品・サービス名等納入データ」は、DVD・RW に格納するとともに、OpenSSL(暗号アルゴリズム: AES(鍵長 256))を使った共通鍵による暗号化を実施する。その際、復号用パスワードは実施業者にて設定し、庁に連絡する。
- ③ 「中間書類分翻訳シート①」及び「中間書類分翻訳シート②」は、CD-R に格納する(Excelデータ)。また、「中間書類分翻訳シート②」は紙出力する。

(13) 納入

- ① 上記(12)②の電子媒体(DVD・RW)は、発注から原則として4週間以内の木曜日に納入する。ただし、初回納入については、庁担当者と協議の上決定する。
- ② 上記(12)③の電子媒体(CD-R)及び紙媒体は、発注から原則として4週間以内に提出する。ただし、初回提出については庁担当者と協議の上決定する。
- ③ 納入場所は、特許庁審査業務部商標課とする。
- ④ 納入されたデータに不備があった場合は、庁担当者から実施業者に再作成を指示するので、庁の指示から1週間以内に、実施業者の責任において不備を解消したデータを再納入すること。

[設定登録後の通知分]

(1) 発注用資料の貸与

- ① 庁は、原則週1回(月曜日)、設定登録後の通知分発注用資料(別紙2-1、22-1,2)を、特許庁が指定する大容量ファイル交換サービスを利用して貸与する。実施業者は、速やかに受け取ること。

(2) 商品・サービス名等データシートへの書誌的事項の転記

- ① 実施業者は、商品・サービス名等データシート(別紙14)の[庁内整理番号]に設定登録後の通知分発注用資料(別紙22-1)の【庁内整理番号】を転記する。
- ② 商品・サービス名等データシートの[国際登録番号]に、設定登録後の通知分発注用資料の【国際登録番号】を転記する。
- ③ 商品・サービス名等データシートの[特許庁受理日]に、設定登録後の通知分発注用資料の【書類受理日】の日付を転記する。

(3) 商品・サービス名等データシートへ商品・サービスに関する情報を転記・記入

- ① 翻訳者は商品・サービス名等データシート(別紙14)の[区分]に、設定登録後の通知分発注用資料(別紙22-2)の【類】に該当する情報を転記する。
- ② 商品・サービス名等データシートの[商品・サービス名(英文)]に、設定登録後の通知分発注用資料の【商品・サービス名】に該当する情報を必要に応じて英文を区切って解釈し、転記する。
- ③ 設定登録後の通知分発注用資料の【類】に該当する情報が複数ある場合は、①、②の作業を繰り返す。

(4) 商品・サービス名の翻訳・記入

- ① 翻訳者は、商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔商品・サービス名(英文)〕を翻訳し、商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(和文)〕に記入する。
- ② 商品・サービス名等データシートの〔商品・サービス名(英文)〕が「商品・サービス国際分類表」に存在する場合には、翻訳シートの〔ガイド〕に、「* (アスタリスク)」を記入する。一致はしないが近似する場合は、「△」を記入する。一致も近似もしない場合は、空欄とする。

(5) 付与すべき類似群コードの調査・記入

- ① 類似群コード調査者は、「類似商品・役務審査基準」、「商品・サービス国際分類表」、「翻訳チェックテーブル」等を参照して商品・サービス名等データシート(別紙 14)の〔商品・サービス名(英文)〕に付与すべき類似群コードを調査し、商品・サービス名等データシートの〔類似群〕に記入する。
- ② 類似群コード調査者は、Madrid Monitor(WIPO ホームページ)で国際分類版を確認し、【版】が9版以前のもので、かつ、設定登録後の通知分発注用資料(別紙 22-1)の国際登録番号に係る【国際登録日】(事後指定日があるときは【事後指定日】)が、平成 23 年 12 月 31 日以前のものについては、「翻訳チェックテーブル」等を参照して、付与すべき類似群コードを調査し、商品・サービス名等データシートの〔類似群〕に記入する。
- ③ 類似群コード数が 500 個を超えるものについては、設定登録後の通知分翻訳シートの〔類似群〕に、「?????」(半角、5 個)を記入する。

(6) 校閲者による校閲

- ① 校閲者は、商品・サービス名等データシート(別紙 14)の内容確認を全件について実施する。この際、書誌的事項の記載に誤りがないか、商品・サービス名の区切りが適切であるか、訳が適当であるか、類似群コードが適当であるかなどの観点で確認を行うこと。
- ② 校閲者は、商品・サービス名等データシートの内容に不備がないことを確認し、修正や再調査の必要が無くなったと判断するに至った段階で校閲を終了する。
- ③ 校閲は、当該商品・サービス名等データシートの翻訳者及び類似群コード調査者とは異なる者が行うこと。

(7) 納入用電子データの作成

- ① 作成した商品・サービス名等データシート(別紙 14)を元に、「設定登録後の通知分翻訳シート」(別紙 17、20)を作成し、電子媒体(CD-R)に格納する。(Excelデータ)

(8) 納入

- ① 上記(7)の電子媒体(CD-R)は、発注から原則として 4 週間以内の木曜日に納入する。ただし、初回納入については、庁担当者と協議の上決定する。
- ② 納入場所は、特許庁審査業務部商標課とする。

- ③ 納入されたデータに不備があった場合は、庁担当者から実施業者に再作成を指示するので、庁の指示から1週間以内に、実施業者の責任において完全なデータを再納入すること。

8. 貸与物等

- (1) 本事業の実施に際し、以下を利用することができる。
- ① 発注案件データ(DVD-RW に格納)(別紙 2-1、3～5 参照)
 - ② 発注案件データの国際登録日・事後指定日の一覧(CD-RW に格納)(別紙 23 参照)
 - ③ 中間書類データ(PDF データ)
 - ④ 設定登録後の通知等データ(PDF データ)
 - ⑤ 類似商品・役務審査基準 1 冊
 - ⑥ 商品・サービス国際分類表(J-PlatPat に掲載のものを利用)
 - ⑦ 商品・役務名リスト¹⁵(J-PlatPat に掲載のものを利用)
 - ⑧ 翻訳チェックテーブル¹⁶(電子媒体に格納)
 - ⑨ Madrid Monitor(WIPO ホームページに掲載のものを利用)¹⁷
 - ⑩ 複数商品小売等役務表示に関するデータ格納用記録媒体(CD-RW)
 - ⑪ その他、庁担当者が事業実施上必要と認めたもの¹⁸
- (2) 庁からの貸与物を第三者に開示又は庁が許可した業務以外の目的に使用しないこと。
- (3) 庁からの貸与物を紛失・破損した場合は、速やかに特許庁担当者に連絡するとともに、請負事業者の責任において復元の処置を図ること。
- (4) 貸与物は事業終了後速やかに庁へ返却もしくは消去すること。

9. 進捗管理

- (1) 実施業者は、本事業の進捗を管理するための管理簿を作成し、保管すること。
- (2) 管理簿へは、発注日ごとの作業順に、案件番号(庁内整理番号、国際登録番号)、納入物作成日、庁への納入日、校閲者名、翻訳者、類似群コード調査者等の事項を記入すること。
- (3) 庁担当者からの進捗に関する情報の提供の求めに従い、情報を提供すること。

10. 庁との連絡体制等

- (1) 実施業者は、庁の連絡窓口となる者を配置し、庁担当者からの問合せや連絡があった場合には、速やかに対応すること。

¹⁵ 商標審査において過去に採択された指定商品・指定役務の表示をデータベース化したもので、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で公開している。国際分類版を選択し、商品・役務名、区分、類似群コード等により検索することができる。

¹⁶ マドプロ案件の商標審査において過去に採択された「商品／役務名(英文)」、「商品／役務名(和訳)」、「版」、「区分」、「類似群コード」の関係を記録したデータベース。

¹⁷ マドリッド制度利用者のための新しいツールで、現在、ROMARIN、WIPO 公報(Gazette)、E-Alert、Real-Time Status の機能とそれらから入手できる情報を一つに統合したもの。
(<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>)を参照。

¹⁸ 「商品及び役務の区分解説」他。

- (2)実施業者は、実施体制や納入日等を変更する場合、事前に庁担当者へ説明するとともに、庁担当者の了承を得ること。
- (3)実施業者は、本事業の実施にあたり、不明な点等がある場合は、庁担当者に相談・協議の上、実施すること。

11. 納入

(1)納入物

実施業者は、以下の成果物を納入する。

- ① 納入用電子データ(別紙 2、6～11)電子媒体(DVD-RW に格納) 一式
 - ② 設定登録後の通知分翻訳シート(別紙 20、電子媒体(CD-R)に格納) 一式
- ※電子データ格納媒体には、格納内容を明示した表示をすること。

(2)提出物

実施業者は、上記(1)の納入物とともに、以下の成果物を提出する。

- ① レンクスオーバーデータ(別紙 2-2、電子媒体(CD-RW)に格納) 一式
 - ② 通報分翻訳シート(別紙 18、電子媒体(CD-R)に格納) 一式
 - ③ 中間書類分翻訳シート①(別紙 19-1、電子媒体(CD-R)に格納) 一式
 - ④ 中間書類分翻訳シート②(別紙 19-2、電子媒体(CD-R)に格納) 一式
 - ⑤ 中間書類分翻訳シート②(紙媒体) 一式
 - ⑥ 複数商品小売等役務表示に関するデータ(電子媒体(CD-RW)に格納) 一式
- ※ 電子データ格納媒体には、格納内容を明示した表示をすること。
- ※ ⑥のデータは、作成済みの時に限り、当該作業を行った案件の納入時に、貸与する記録媒体(8.(1)⑩参照)に格納して提出すること。

(3)納入期限

最終納入期限は令和 8 年 3 月 31 日とする。

(4)納入場所

特許庁審査業務部商標課

ただし、特許庁担当者から別途納入場所について指示があった場合は、その指示に従うこと。

特許庁本庁舎(東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号)

(特許庁庁舎における留意点)

駐車場内は高さ制限があるので注意すること(2. 8m以下、2. 2m以下の場所有)。

当庁係官及び警備員の指示に従うこと。

建物等に損害を与えた場合は、弁償すること。

駐車場内における事故・盗難等に関しては、当庁は一切責任を負わない。

駐車場の利用時間は、原則8:00～18:00までとする。

12. 各種経費等の取扱い

- ①人件費、通信運搬費、コンピュータ機器等の費用や借料など、本事業に要する全ての費用を見積金額に含めること。
- ②支払いに当たり、事業者は、11.(1)に示す納入物や業務の完了を確認できる書類等を特許庁に提出すること。なお、適正な業務がなされていない場合には、特許庁は事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。
- ③支払いは、「固定費」、「契約単価×納入件数」に分けて支出するものとする。
- ④なお、「固定費」は、コンピュータ機器等の費用、借料、備品等、納入件数の増減に関わりなく発生する費用である。
- ⑤「固定費」は、業務開始から契約終了までの1年分について、12 ヶ月で除した月額分を月額固定料金として分割して支払を行う。「契約単価」は、上記のとおり納入件数 1 件当たりの費用である。

13. その他

(1) 守秘義務

- ① 実施業者は、本事業の作業実施中はもとより、本事業終了後においても、本事業における業務上の機密情報及び個人情報を、第三者に開示又は漏えいしないこと。
また、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 本事業における業務上の機密情報及び個人情報は、本事業の目的の範囲内でのみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
- ③ 本事業における業務上の機密情報及び個人情報を紛失又は漏えいした場合には、その旨について書面をもって速やかに特許庁に報告し、実施業者は責任を持って回復処置を講ずること。
- ④ 不明な点は、庁担当者に確認の上実施すること。

(2) 情報管理体制について

1. 情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」(氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること。(住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。)なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者の開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

2. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、担当職員の指示に従うこと。

(3) 著作権の帰属等

- ① 納入物の作成に係る著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。)は、すべて特許庁に帰属するものとし、請負先は当該著作権を特許庁に無償で譲渡する。
- ② 著作権の帰属の時期は、特許庁が納入物を検査した上で、納入物の引渡しを受けた日とする。
- ③ 実施業者が業務の一部を第三者に委託している場合、第三者が作成した成果物に関する著作権は、特許庁に帰属する。
- ④ 実施業者及び実施業者が業務の一部を委託している場合の第三者は、特許庁の行為について、著作者人格権を行使しない。
- ⑤ 不明な点は、庁担当者に確認の上実施すること。
- ⑥ 納入物は、特許庁が実施する他の調査事業において活用する場合があることを許容すること。

(4) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別紙25「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

(5) その他

- ① 本事業の実施により、実施業者の機器類等がコンピュータウイルス等による被害を受けたとしても、特許庁にその責任を追及することはできない。

14. 課室情報セキュリティ責任者

特許庁審査業務部商標課長

根 岸 克 弘

15. 情報セキュリティ責任者

特許庁審査業務部商標課総括班長

片 桐 保

16. 担当者

特許庁審査業務部商標課長補佐

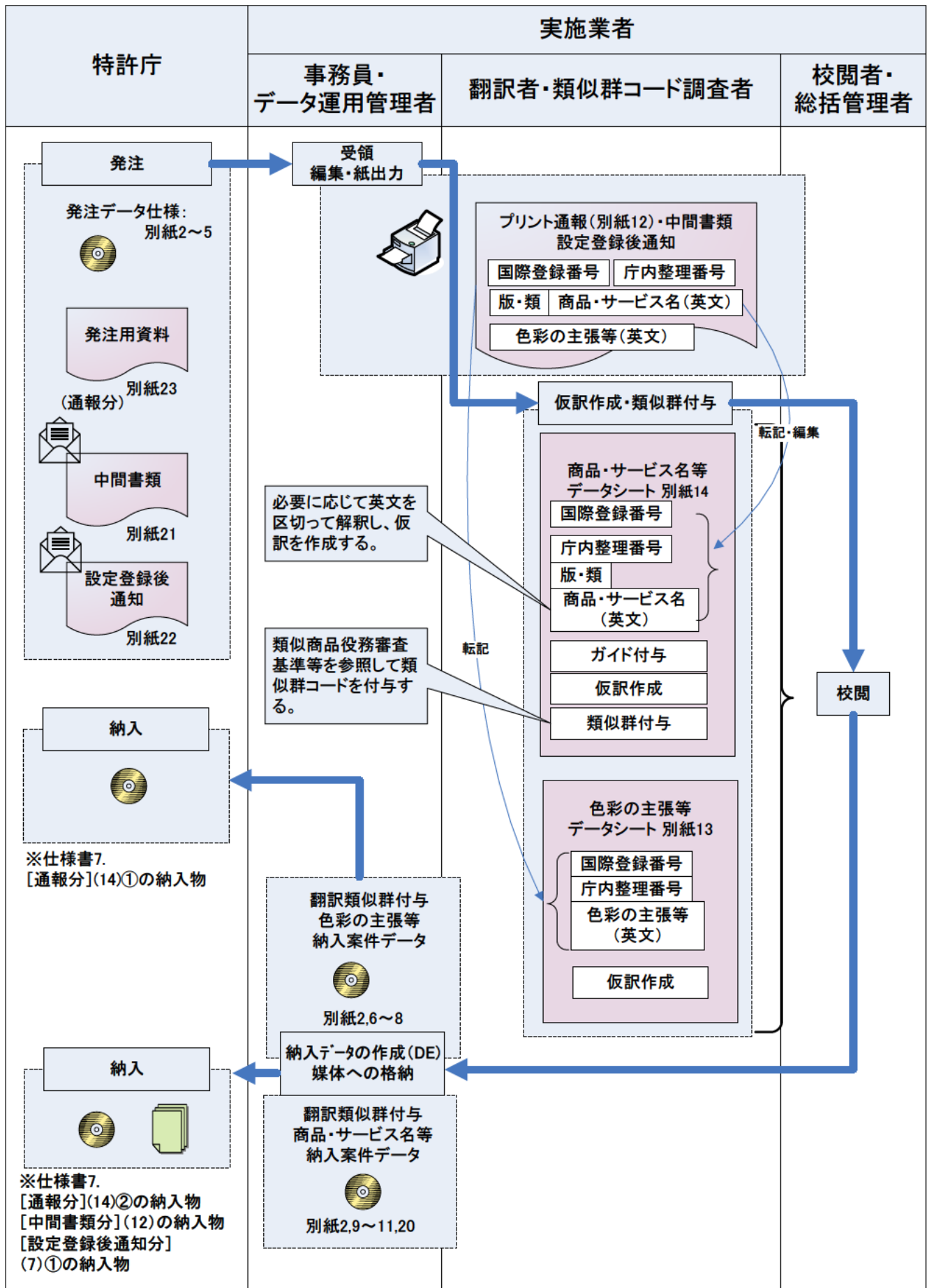
二 上 澄 恵

※上記14. ～16. については、人事異動等により当該職員の変更があった場合には、新

たに当該職に就いた職員とする。

＜国際商標登録出願の願書等に英語で記載された指定商品・サービス名等の翻訳
及び類似群コード調査＞別紙一覧表

- 別紙 1 マドプロ翻訳・類似群コード調査作業概要モデルフロー
- 別紙 2 翻訳類似群調査 受発注媒体等
- 別紙 3 翻訳類似群調査 発注データ
 - TAR ファイルのファイル構成例
 - ファイル名称の形式
- 別紙 4 翻訳類似群調査 発注案件データ
 - 1. 解析データタグ一覧
 - 2. 解析データサンプル
- 別紙 5 翻訳類似群調査 発注案件データ
 - 書誌データタグ一覧
- 別紙 6 翻訳類似群調査 色彩の主張等 納入案件データ
 - 色彩の主張等納入データ(媒体)内の TAR ファイルのファイル構成
 - ファイル名称の形式
- 別紙 7 翻訳類似群調査 色彩の主張等 納入案件データ
 - 1. 納入データタグ一覧
 - 2. 納入データサンプル
- 別紙 8 翻訳類似群調査 色彩の主張等 納入案件データ
 - ＜納入案件一覧リスト＞サンプル
- 別紙 9 翻訳類似群調査 商品・サービス名等 納入案件データ
 - 色彩の主張等 納入データ(媒体)内の TAR ファイルのファイル構成
- 別紙 10 翻訳類似群調査 商品・サービス名等 納入案件データ
 - 1. 納入データタグ一覧
 - 2. 納入データサンプル
- 別紙 11 翻訳類似群調査 商品・サービス名等 納入案件データ
 - ＜納入案件一覧リスト＞サンプル
- 別紙 12 翻訳類似群調査 発注データ 【参考】通報データの印刷例(プリント通報)
- 別紙 13 色彩の主張等データシート
- 別紙 14 商品・サービス名等データシート
- 別紙 15 類似商品・役務審査基準(一部抜粋)
- 別紙 16 商品・サービス国際分類表(一部抜粋)
- 別紙 17 翻訳シートの作成要領
- 別紙 18 通報分翻訳シート
- 別紙 19 中間書類分翻訳シート
- 別紙 20 設定登録後の通報分翻訳シート
- 別紙 21 中間書類及び通報分発注用データ例
- 別紙 22 設定登録後の通報分発注用データ例
 - 中間書類及び通報における定型文言の訳出ルール
- 別紙 23 通報分発注用データ例
- 別紙 24 発注回数・ロット・納入回数スケジュール案
- 別紙 25 情報セキュリティに関する事項



【 発 注 】 通報分

媒体	DVD-RW	
媒体蓄積最大容量	4. 7GB	
媒体格納形式	tar形式	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	TARファイルのファイル構成例（別紙3参照）	
格納ファイル 及び条件	(1) <案件データ>解析用データ	詳しくは以下参照 ・解析用データ タグー覧（別紙4参照） ・解析用データ サンプル（別紙4参照）
	(2) <案件データ>書誌データ	詳しくは以下参照 ・書誌データ タグー覧（別紙5参照）
	(3)<案件データ>マークイメー ジ	
	(4)案件一覧ファイル	
その他	(5)国際登録日・事後指定日リス ト	※別途、CD-RW[Excelデータ]にて提供。（別紙23参照）

【 発 注 】 中間書類分資料

媒体	電子データ(特許庁が指定する大容量ファイル交換サービスで送信)	
格納ファイル 及び条件	(1) 補正書等送付リスト	※詳しくは別紙21参照。(Excelデータ)
	※補正書等送付リストと、手続補正書やLimitations等を国際登録番号ごとにファイルしたPDFデータを貸与。	

【 発 注 】 設定登録後の通知分資料

媒体	電子データ(特許庁が指定する大容量ファイル交換サービスで送信)	
格納ファイル 及び条件	(1) 設定登録後の減縮(リミテ ーション)通知等送付リスト	※詳しくは別紙22参照。(Excelデータ)
	※設定登録後の減縮通知等送付リストと、設定登録後の減縮通知(cancellations)等を国際登録番号ごとにファイルしたPDFデータを貸与。	

【 納 入 】色彩の主張等 納入データ

媒体	DVD-RW	
媒体蓄積最大容量	4. 7GB	
媒体格納形式	tar形式	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	TARファイルのファイル構成例（別紙6参照）	
格納ファイル 及び条件	(1)納入案件データ	詳しくは以下参照 ・納入案件データ タグ一覧（別紙7参照） ・納入案件データ サンプル（別紙7参照）
	(2)納入案件一覧リスト	詳しくは以下参照 ・納入案件一覧サンプル（別紙8参照）
その他	(3)レングスオーバーデータ	色彩の主張、主要部の色彩、標章の音訳、標章の記述、標章の記述(任意)に関し、バイト数が4000バイトを越えた場合、その情報項目をword化したもの。CD-RWに蓄積のこと。
	(4)レングスオーバーデータ	通報分納入データ(和訳)に関し、バイト数が16000バイトを超えた場合、その情報項目(「庁内整理番号」「国際登録番号」「指定区分」「商品・サービス名(和文)」)をExcel化したもの。CD-RWに蓄積のこと。

【 納 入 】商品・サービス名等 納入データ

媒体	DVD-RW	
媒体蓄積最大容量	4. 7GB	
媒体格納形式	tar形式	
文字コード	SJIS	
格納ディレクトリ構成	TARファイルのファイル構成例（別紙9参照）	
格納ファイル 及び条件	(1)納入案件データ	詳しくは以下参照 ・納入案件データ タグ一覧（別紙10参照） ・納入案件データ サンプル（別紙10参照）
	(2)納入案件一覧リスト	詳しくは以下参照 ・納入案件一覧サンプル（別紙11参照）
その他	(3)翻訳シート	詳しくは以下参照 ・翻訳シートの作成要領（別紙17参照） ・通報分翻訳シート サンプル（別紙18参照） ・中間書類分翻訳シート サンプル（別紙19参照） ・設定登録後の通知分翻訳シート サンプル（別紙20参照） ※別途、CD-R[Excelデータ]に蓄積のこと。

TARファイルのファイル構成例

20XX0701221011.tar	20XX350001.txt	(庁内整理番号20XX350001の解析用データ)
	20XX350001_xml.txt	(庁内整理番号20XX350001の書誌データ)
	20XX350001_img_c_20XX0601_123311.pg	(庁内整理番号20XX350001のマークイメー(カラー))
	20XX350002.txt	(庁内整理番号20XX350002の解析用データ)
	20XX350002_xml.txt	(庁内整理番号20XX350002の書誌データ)
	20XX350002_img_c_20XX0601_151119.pg	(庁内整理番号20XX350002のマークイメー(カラー))
	20XX350003A.txt	(庁内整理番号20XX350003Aの解析用データ)
	20XX350003A_xml.txt	(庁内整理番号20XX350003Aの書誌データ)
	20XX350003A_img_c_20XX0602_111209.pg	(庁内整理番号20XX350003Aのマークイメー(カラー))
	20XX350004.txt	(庁内整理番号20XX350002の解析用データ)
		※書誌データ無し
	20XX350004_img_m_20XX0612_121008.tif	(庁内整理番号20XX350004のマークイメー(モノクロ))
	20XX350005.txt	(庁内整理番号20XX350005の解析用データ)
		※書誌データ無し、マークイメー無し
	20XX350006A.txt	(庁内整理番号20XX350006Aの解析用データ)
	20XX350006A_xml.txt	(庁内整理番号20XX350006Aの書誌データ)
	20XX350006A_img_m_20XX0615_161315.tif	(庁内整理番号20XX350006Aのマークイメー(モノクロ))
	20XX0701221011.txt	案件一覧ファイル

ファイル名称の形式は以下の通りです。

(a)解析用データ(txtファイル)

YYYYNNNNNN.txt または YYYYNNNNNNNZ.txt

・YYYYNNNNNN…庁内整理番号

・Z …庁内整理番号分割記号コード(存在しない場合は省略)

(b)書誌データ(txtファイル)

YYYYNNNNNN.xml.txt または YYYYNNNNNNNZ.xml.txt

・YYYYNNNNNN…庁内整理番号

・Z …庁内整理番号分割記号コード(存在しない場合は省略)

(c)マークイメージ(jpgファイルもしくはtifファイル)

YYYYNNNNNN_img_c_YYYYMMDD_hhmmss.jpg または

YYYYNNNNNNNZ_img_c_YYYYMMDD_hhmmss.jpg または

YYYYNNNNNN_img_m_YYYYMMDD_hhmmss.tif または

YYYYNNNNNNNZ_img_m_YYYYMMDD_hhmmss.tif

・YYYYNNNNNN…庁内整理番号

・Z …庁内整理番号分割記号コード(存在しない場合は省略)

・YYYYMMDD …マークイメージファイル作成日

・hhmmss …マークイメージファイル作成時間

(d)案件一覧ファイル(txtファイル)

YYYYMMDDhhmmss.txt

・YYYYMMDD …機械処理日

・hhmmss …機械処理時間

(e)発注データ(tarファイル)

YYYYMMDDhhmmss.tar

・YYYYMMDD …機械処理日

・hhmmss …機械処理時間

1. 解析データタグ一覧

項番	項目名	開始タグ	終了タグ	子タグ項目名	開始タグ	終了タグ	孫タグ項目名	開始タグ	終了タグ	データ取得元	備考
1	庁内整理番号	<OFFREF>	</OFFREF>¥n							主管理テーブル	庁内整理番号10桁＋分割記号1桁 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
2	国際登録番号	<INTREGN>	</INTREGN>¥n							主管理テーブル	更新回数記号コード2桁＋国際登録番号7桁＋分割記号コード1桁 更新回数記号がない場合は更新回数記号部に何も設定しない。 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
3	色彩主張	<COLCLAEN>	</COLCLAEN>¥n							マークテーブル	色彩主張を設定 ※データが切れている場合、書誌データを参照。
4	主要部分色彩表示	<COLPAREN>	</COLPAREN>¥n							マークテーブル	主要部分色彩表示を設定
5	標章音訳	<MARTRAN>	</MARTRAN>¥n							マークテーブル	標章音訳を設定
6	標章記述	<MARDESGR>	</MARDESGR>¥n							マークテーブル	標章記述を設定 ※データが切れている場合、書誌データを参照。
7	標章記述(任意)	<VOLDESGR>	</VOLDESGR>¥n							マークテーブル	標章記述(任意)を設定 ※データが切れている場合、書誌データを参照。
8	商品・サービス情報	<BASICGS>¥n	</BASICGS>¥n							指定国商品・サービステーブル	商品・サービス情報グループのタグ 1商品・サービス区分グループが存在しない場合、当該タグのみ表示
9	版	<NICEVER>	</NICEVER>¥n							主管理テーブル	ニースバージョンを設定。 主管理テーブルのニースバージョンを2桁(前0埋)で設定。
10				1商品・サービス情報	<GSGR>¥n	</GSGR>¥n				指定国商品・サービステーブル	1商品・サービス区分グループのタグ 商品・サービスが1件もない場合、当該タグと孫タグは表示されない
11							商品・サービス指定区分	<NICCLAI>	</NICCLAI>¥n	指定国商品・サービステーブル	商品・サービス指定区分の設定
12							商品・サービス名	<GSTERMEN>	</GSTERMEN>¥n	指定国商品・サービステーブル	商品・サービス名の設定
13	マークデータ種別	<TYPE>	</TYPE>¥n							マークテーブル	マークイメージの種別 カラーイメージの場合“JPG” モノクロイメージの場合“TIF” 存在しない場合“***”
14	マークイメージファイル名	<NAME>	</NAME>¥n							マークテーブル	マークイメージのファイル名
15	書誌データファイル名	<IBDATA>	</IBDATA>¥n							中間記録テーブル	書誌データのファイル名 中間記録テーブルの中間書類ファイル保管場所名を 「YYYYNNNNNNNZ.xml.txt」にリネームし設定。 ※YYYYNNNNNNNZ … 庁内整理番号＋庁内整理番号分割記号コード

※ ¥nは、そのタグで改行することを意味する。

2. 解析データサンプル

①通常

<OFFREF>20XX350001</OFFREF>
<INTREGN>0854001</INTREGN>
<COLCLAEN>Dark red silver grey.</COLCLAEN>
<COLPAREN>White: characters “MARA THON”; orange: three stars; blue: background.</COLPAREN>
<MARTRAN>MEI TE SI BANG WEI</MARTRAN>
<MARDESGR>The word “NORGE” is red, the rest of the device is blue.</MARDESGR>
<VOLDESGR>Anyone can display their favorite words in yellow.</VOLDESGR>
<BASICGS>
<NICEVER>09</NICEVER>
<GSGR>
<NICCLAI>01</NICCLAI>
<GSTERMEN>Soaps perfumery, essential oils, cosmetics hair lotions.</GSTERMEN>
</GSGR>
<GSGR>
<NICCLAI>09</NICCLAI>
<GSTERMEN></GSTERMEN>
</GSGR>
</BASICGS>
<TYPE>JPG</TYPE>
<NAME>20XX350001_img_c_20XX0611_121109.jpg</NAME>
<IBDATA>20XX350001.xml.txt</IBDATA>

====> 庁内整理番号
====> 国際登録番号
====> 色彩主張
====> 主要部分色彩表示
====> 標章音訳
====> 標章記述
====> 標章記述(任意)
====> 商品・サービス情報が始まることを表す
====> 版
====> 1つ目の商品・サービス情報が始まることを表す
====> 商品・サービス指定区分
====> 商品・サービス名
====> 1つ目の商品・サービス情報が終わることを表す
====> 2つ目の商品・サービス情報が始まることを表す
====> 商品・サービス指定区分
====> 商品・サービス名(値がない場合)
====> 2つ目の商品・サービス情報が終わることを表す
====> 商品・サービス情報が終わることを表す
====> マークデータ種別
====> マークイメージファイル名
====> 書誌データファイル名

覚え書き>H27. 1から、以下のタグ内の文字列最大長が180バイトから4000バイトに拡張された。
「色彩主張(<COLCLAEN>)」
「主要部分色彩表示(<COLPAREN>)」
「標章音訳(<MARTRAN>)」
「標章記述(<MARDESGR>)」

覚え書き>H30. 1から、「標章の記述(任意)」が追加。
当該項目の文字列最大長は4000バイト。

②空の情報がある場合

<OFFREF>20XX350002</OFFREF>
<INTREGN>0854002</INTREGN>
<COLCLAEN></COLCLAEN>
<COLPAREN></COLPAREN>
<MARTRAN></MARTRAN>
<MARDESGR></MARDESGR>
<VOLDESGR></VOLDESGR>
<BASICGS>
<NICEVER>09</NICEVER>
</BASICGS>
<TYPE>***</TYPE>
<NAME></NAME>
<IBDATA></IBDATA>

====> 庁内整理番号
====> 国際登録番号
====> 色彩主張(値がない場合)
====> 主要部分色彩表示(値がない場合)
====> 標章音訳(値がない場合)
====> 標章記述(値がない場合)
====> 標章記述(任意)(値がない場合)
====> 商品・サービス情報が始まることを表す
====> 版
====> 商品・サービス情報が終わることを表す
====> マークデータ種別(マークイメージが存在しない場合)
====> マークイメージファイル名(マークイメージが存在しない場合)
====> 書誌データファイル名(書誌データが存在しない場合)

} 商品・サービス情報が1つもない場合

■ 書誌データタグ一覧

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
1	ADDRESS	ELEMENT				住所(居所)グループ	
2	ADDRL	ELEMENT			<ADDRL1-6> </ADDRL1-6>	住所(居所) <連続して複数存在>	
3	BASAPPD	ELEMENT			<BASAPPD>	本国官庁における基礎出願の出願日	
4	BASAPPGR	ELEMENT				基礎出願グループ	
5	BASAPPN	ELEMENT			<BASAPPN>	本国官庁における基礎出願の出願番号	
6	BASGR	ELEMENT			<BASGR> </BASGR>	基礎登録グループ	
7	BASICGS	ELEMENT				基本商品・サービスグループ	
8	BASICGS	ATTLIST	NICEVER (6 7 8 9)	省略可		使用されているニースクラスのバージョン	
9	BASREGD	ELEMENT			<BASREGD>	本国官庁における基礎登録の登録日	
10	BASREGGR	ELEMENT				基礎登録グループ	
11	BASREGN	ELEMENT			<BASREGN>	本国官庁における基礎登録の登録番号	
12	BIRTH	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新規国際登録手続 <新規>	
13		ATTLIST	DESUNDER (P A)	必須項目		指定締約国がどの条約下であるかの表示 A=アグリーメント, P=プロトコル 料金の調整に使われる。	
14			DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID: 国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
15			EXPDATE	必須項目		標章の満了日	
16			HOLREF	省略可		名義人使用欄。特定の要請を識別するために名義人によって使用可能なフリー欄	
17			INTREGD	必須項目		標章のデータ記録日	
18			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
19			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
20			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
21			OCCD	必須項目		本国官庁コード(2文字、WIPOST3準拠)	
22			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
23			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
24			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
25			RENDATE	省略可		最新の更新登録年月日	
26			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: ENN (registration), EXN (Subsequent designation), CPN (Partial change of ownership), FUN (Merger)	
27	CBOP	ELEMENT				基礎登録の効果の部分停止	
28		ATTLIST	GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
29			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
30	COLCLAEN	ELEMENT			<COLCLAI>	色彩主張(英語)	
31	COLCLAGR	ELEMENT				色彩主張グループ	
32	COLMARI	ELEMENT				色彩の組み合わせの主張	
33	COLPAREN	ELEMENT			<COLPAR>	色彩主張された標章の部分(英語) 色彩主張がなされた場合、標章の部分と適用可能な色彩の記載	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
34	CORRECT	ELEMENT				指定締結国への修正手続のコピー	
35		ATTLIST	CHANGED-BASIC (Y N)	初期値		基礎出願・基礎登録情報が変更された旨の表示（初期値=N）	
36			CHANGED-CORR (Y N)	初期値		代理人住所が変更された旨の表示（初期値=N）	
37			CHANGED-DESGTN (Y N)	初期値		指定国が変更された旨の表示。（初期値=N）	
38			CHANGED-GS (Y N)	初期値		指定商品・役務が変更された旨の表示（初期値=N）	
39			CHANGED-HOLDER (Y N)	初期値		権利者の名前・住所が変更された旨の表示（初期値=N）	
40			CHANGED-IMAGE (Y N)	初期値		商標見本が変更された旨の表示（初期値=N）	
41			CHANGED-IR (Y N)	初期値		商標情報（登録日、テキスト等）が変更された旨の表示（初期値=N）	
42			CHANGED-IRTEXT (Y N)	初期値		商標情報（色彩の説明等）が変更された旨の表示（初期値=N）	
43			CHANGED-OR (Y N)	初期値		リミテーションや一部取消等で変更された旨の表示（初期値=N）	
44			CHANGED-OR-GS (Y N)	初期値		指定商品・役務情報が変更された旨の表示（初期値=N）	
45			CHANGED-PRTY (Y N)	初期値		優先権情報が変更された旨の表示（初期値=N）	
46			CHANGED-REP (Y N)	初期値		代理人が変更された旨の表示（初期値=N）	
47			CHANGED-TYPE (Y N)	初期値		トランザクションタイプが変更された旨の表示（初期値=N）	
48	CORRECTION	ELEMENT	DOCID	必須項目	<TRANSAC> </TRANSAC>	前の通知書に対する修正 <コレクション> 以下注意: 1)「CORRECT」タグの要素が空のケース。これは、修正のトランザクションが前の通知書の指定国に影響がない、もしくは、もとのトランザクションが取消になると発生する。 2)もし、もとの通知が指定国に影響を及ぼさないが、修正によって影響を及ぼす場合、それらは「CORRECTION(修正)」トランザクションではなく、「normal(通常)」トランザクションとして通知を送る。これにより、指定国のプロセスはシンプルになる。	
49		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
50			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
51			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
52	CORRGR	ELEMENT				通信の宛先グループ	
53		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子（例:CLID="390704"）	
54	CORRIND	ELEMENT			<CORRIND>	通信の宛先識別子	EMPTY
55	COUNTRY	ELEMENT			<COUNTRY>	住所に対応する国コード 2文字、WIPOST3準拠	
56	CPCD	ELEMENT				指定締約国コード	
57	CPO	ELEMENT				一部移転	
58		ATTLIST	ALLOFF (Y N)	省略可			
59			GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
60			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
61	CREATED	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	本国官庁への通報:この通知は国際事務局から本国官庁に対して通知されるもので、国際登録が(国際登録若しくは出願を基礎として)なされたことを意味する。	
62		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
63			EXPDATE	必須項目		標章の満了日	
64			HOLREF	省略可		名義人使用欄。特定の要請を識別するために名義人によって使用可能なフリー欄。	
65			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
66			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
67			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
68			OCCD	必須項目		本国官庁コード(2文字、WIPOST3準拠)	
69			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
70			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
71			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: ENN (registration), CPN (Partial change of ownership)	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
72	DCPCD	ELEMENT			<DCPCD>	指定締約国コード（指定締約国を識別するために使用される国コード、2文字WIPO ST3準拠）	
73	DEATH	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	指定締約国で保護の必要のない国際登録（抹消）	EMPTY
74		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
75			EXPDATE	必須項目		標章の満了日(TRANSTYPがP2Nの場合、国際登録日又は事後指定日)	
76			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
77			REGRDAT	必須項目		国際登録の更新日	
78			TRANSTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: RAN, (cancellation), REN2 (Non renewal of trademark), REN3 (non renewal of contracting party), EEN2 (nont renewal of contracting party under rule 40.3), CBNT (Total cancellation of basic registration), RNN (Renunciation), CPN (partial change of ownership), FUN(Merger) P2N(2nd payment not paid)	
79	DESAG	ELEMENT			<DESG>	マドリッド協定の指定締約国グループ	
80	DESPG	ELEMENT			<DESG>	マドリッドプロトコルの指定締約国グループ	
81	DISCLAIMEREN	ELEMENT				保護をディスクレームする旨の宣言(英語)	
82	DISCLAIMGR	ELEMENT				保護をディスクレームする旨の宣言グループ	
83	DURTNEN	ELEMENT				ライセンスの期間(英語)	
84	DURTNFR	ELEMENT				ライセンスの期間(仏語)	
85	ENOTIF	ELEMENT			<TMTRANS> </TMTRANS>	電子通知書 root要素に必須	
86		ATTLIST	BIRTHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のBIRTHトランザクションの数	
87			CORRECTIONCOUNT	必須項目		XMLデータ中のCORRECTIONトランザクションの数	
88			CPCD	必須項目		指定締約国コード	
89			CREATEDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のCREATEDトランザクションの数	
90			DEATHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のDEATHトランザクションの数	
91			GAZNO	必須項目		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
92			LICENCE-BIRTHCOUNT	必須項目		XMLデータ中のLICENCE-BIRTHトランザクションの数	
93			LICENCE-NEWNAMECOUNT	必須項目		XMLデータ中のLICENCE-NEWNAMECOUNTトランザクションの数	
94			NEWBASECOUNT	必須項目		XMLデータ中のNEWBASEトランザクションの数	
95			NEWNAMECOUNT	必須項目		XMLデータ中のNEWNAMEトランザクションの数	
96			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
97			NOTLANG (1 3 0)	必須項目		通知言語 1=英語, 3=仏語	
98			PAIDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPAIDトランザクションの数	
99			PROCESSEDCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPROLONGトランザクションの数	
100			PROLONGCOUNT	必須項目		XMLデータ中のPROLONGトランザクションの数	
101			PUBDATE	必須項目		公報発行日	
102			RESTRICTCOUNT	必須項目		XMLデータ中のRESTRICTトランザクションの数	
103			WEEKNO	必須項目		週番号:この番号は通知書の参照用に利用される。	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
104	ENTADDR	ELEMENT				資格者の居所 (MM2 3.(b).(i))	
105	ENTEST	ELEMENT			<ENTLIND>	資格者の実在する有効な商工業上の営業所 (MM2 3.(b).(ii))	
106	ENTNATL	ELEMENT			<ENTLIND>	資格者の国籍 (MM2 3.(a).(ii)) (指定締結国を識別するために使用される国コード、2文字 WIPO ST3準拠、出願人、譲渡人、権利者の国籍を表す)	
107	FIOC	ELEMENT				ファーストアクションにおける最終決定	EMPTY
108		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締結国コード	
109			GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
110	FIOO	ELEMENT				他の最終決定	
111		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締結国コード	
112			GAZNO	省略可		公報番号(国際公報の特定の号を参照するために使用される番号)	
113			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
114	GAZNUM	ELEMENT			<GAZNUM>	公報番号 (国際登録公報の公報番号)	
115	GSFOOTEN	ELEMENT			<GSFOOT>	商品・サービスのフッター(英語): 商品・サービスの説明 に関する汎用のフッター	
116	GSGR	ELEMENT			<GSGR> </GSGR>	商品・サービスグループ	
117		ATTLIST	NICCLAI (01~45)	必須項目	<GSGR>	ニース分類番号: 商品・サービスリストと対応した分類。1~45類までである。	
118	GSHEADEN	ELEMENT			<GSHEAD>	商品・サービスのヘッダー(英語): 商品・サービスの説明 に関する汎用のヘッダー	
119	GSTERMEN	ELEMENT			<GSTERMO>	商品・サービスターム?? (英語)	
120	HOLGR	ELEMENT			<HOLGR> </HOLGR>	名義人グループ	
121		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例: CLID="390704")	
122			NOTLANG (1 3)	必須項目		通知書の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
123	IMAGE	ELEMENT				標章イメージ	EMPTY
124		ATTLIST	ALIGN	省略可			
125			COLOUR (Y N G B)	必須項目		Y/N	
126			HEIGHT	省略可			
127			NAME	必須項目		イメージファイルの名前	
128			RES	省略可		イメージ変換形式	
129			TEXT	省略可		商標のテキスト要素	
130			TYPE (TIF JPG)	必須項目		イメージタイプ	
131			YOFFSET	省略可			
132	INCORRECT	ELEMENT				指定締結国への誤通知のコピー	
133	INOP	ELEMENT				一部無効(失効)	
134		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締結国コード	
135			GAZNO	省略可		公報番号: 国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
136			ORIGLAN (1 3)	必須項目		通知書の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
137	INTENTG	ELEMENT				使用するグループの意味	
138	INTREGN	ELEMENT			<INTREGN>	国際登録番号	
139	LCSEEGR	ELEMENT				ライセンスグループ	
140		ATTLIST	CLID			Identifier	
141	LEGNATT	ELEMENT			<LEGNATT>	法人の法的性質 (MM2 2.(f).(ii))	
142	LEGNATU	ELEMENT			<LEGNATU>	法人の法的性質グループ (MM2 2.(f))	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
143	LICENCE-BIRTH	ELEMENT				新規ライセンス手続	
144		ATTLIST	ALLGSI (Y N)	必須項目		全ての商品サービスの表示 (初期値=N)	
145			DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
146			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
147			LICID	必須項目		ライセンスID:国際登録番号と共にユニーク	
148			LICTYPE (EX SO PL)	省略可		ライセンスタイプの表示: EX-専用 SO-単独 PL-通常	
149			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
150			ORIGLAN (1 3)	必須項目		言語 1 = 英語, 3 = 仏語	
151			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
152			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
153			TRANTYP	必須項目		新しいライセンス	
154	LICENCE-NEWNAME	ELEMENT				ライセンスの住所、氏名の変更手続	
155		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
156			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
157			LICID	必須項目		ライセンスID:国際登録番号と共にユニーク	
158			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
159			ORIGLAN (1 3)	必須項目		言語 1 = 英語, 3 = 仏語	
160			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
161			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
162			TRANTYP	必須項目		ライセンスの名前、住所変更	
163	LIMGR	ELEMENT			<LIMGR> </LIMGR>	リミテーショングループ	
164	LIMTO	ELEMENT				商品・サービスのリストリミテッド	
165		ATTLIST	NICCLAI (01~45)	必須項目		ニース分類番号:商品・サービスリストと対応した分類。1~45類までである。	
166	LIO	ELEMENT				リミテーション	
167		ATTLIST	ALLOFF (Y N)	省略可			
168			GAZNO	省略可		公報番号:国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
169			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (ID 1=英語 2=仏語)	
170	MARCOLI	ELEMENT			<MARCOLI>	カラー商標の図形要素の色彩を表す。	EMPTY
171	MARDESEN	ELEMENT			<MARDESC> </MARDESC>	標章(標準文字)の説明(英語)	
172	MARDESGR	ELEMENT				標章の説明グループ	
173	VOLDESEN	ELEMENT			<VOLDESEN> </VOLDESEN>	標章(標準文字)の説明(任意)(英語)	
174	VOLDESGR	ELEMENT				標章の説明(任意)グループ	
175	MARDUR	ELEMENT			<MARDUR>	標章の保護期間 10年間もしくは20年間	
176	MARTRAN	ELEMENT			<MARTRAN>	標章の音訳	
177	MARTREN	ELEMENT			<MARTREN> </MARTREN>	標章の翻訳(英語)	
178	MARTRGR	ELEMENT				標章の翻訳グループ	
179	NAME	ELEMENT				氏名(名称)グループ	
180	NAMEL	ELEMENT			<NAMEL1-14> </NAMEL1-14>	氏名(名称)	
181	NAMETR	ELEMENT				名称の音訳	
182	NATDECEN	ELEMENT				国家行政機関による宣言(英語)	
183	NATDECGR	ELEMENT				国家行政機関による宣言グループ	
184	NATLTY	ELEMENT			<NAT>	国籍 (指定締約国を識別するために使用される国コード、2文字WIPO ST3準拠、出願人、譲渡人、権利者の国籍を表す)	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
185	NEWBASE	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新しい基礎適用トランザクショングループ	
186		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている	
187			INTOFF	必須項目		本国官庁コード:本国官庁を示すために使われる、WIPO ST3準拠の2桁の国コード。	
188			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
189			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
190			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
191			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
192			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ:DBN (Division of basic registration)	
193	NEWNAME	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	新しい国際商標の権利者グループ	
194		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
195			HOLREF	省略可		権利者参考情報:特定の要請を識別するために権利者によって使用できるフリーフォーム	
196			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
197			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
198			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
199			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
200			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: MTN (Change of Holder name or address), TRN (Transfer), MAN (Change of Representative), LIN(Limitation), PCN(Partial Cancellation)	
201	PAID	ELEMENT				登録料納付	
202		ATTLIST	CLASSES	必須項目		支払った区分の数	
203			DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
204			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
205			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
206			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
207			TRANTYP	必須項目		トランザクションタイプの値(P2P:2nd payment paid)	
208		ELEMENT			<BOG> </BOG>	一部取消	
209	PCO	ATTLIST	GAZNO	省略可		公報番号:国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
210			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (1B 1=英語 2=仏語)	
211	PHOLGR	ELEMENT				先の名義人グループ	
212		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例:CLID="390704")	
213	PLAINCO	ELEMENT			<PLAINCO> <PLAINCT>	法人の場所 (MM2 2.(f),(ii))	
214	PLCSEEGR	ELEMENT				先のライセンスグループ	
215		ATTLIST	CLID	必須項目		識別子 (例:CLID="390704")	
216	PREREGD	ELEMENT			<PREREGD>	先の国際登録番号	
217	PREREGG	ELEMENT			<PREREGG> </PREREGG>	先の国際登録グループ	
218	PREREGN	ELEMENT			<PREREGN>	先の国際登録番号	
219	PRIAPPD	ELEMENT			<PRIAPPD>	優先権主張日	
220	PRIAPPN	ELEMENT			<PRIAPPN>	優先権主張番号	
221	PRICP	ELEMENT				優先権主張国コード	
222	PRIGR	ELEMENT			<PRIGR> </PRIGR>	バリ優先権主張グループ	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
223	PRIGS	ELEMENT				優先権を主張する商品・サービス	
224		ATTLIST	NICCLA1 (01～45)	必須項目		ニース分類番号: 商品・サービスリストと対応した分類。1～45類まである。	
225	PROCESSED	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	トランザクションが処理されたことを知らせる該当官庁への通知:これは該当官庁から国際事務局に送られた手続きを処理したということを知らせるために、国際事務局から要請のあった官庁への通知である。その中に含まれる情報はただ手続き識別させることに十分なものである。それは手続きの詳細を戻さない。	
226		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
227			HOLREF	省略可		権利者参考情報:特定の要請を識別するために権利者によって使用できるフリーフォーム	
228			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
229			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
230			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: REN(Renewal),RCN(complementary renewal), TRN(Change of Ownership),EXN(Subsequent designation), LIN(Limitation), PCN(Partial Cancellation), RNN(Renunciation),DBN(Division(or Mreger) of Basic Registration/Application Numbers), CBNP(Partial ceasing of effect of basic registration), CBNT(Total ceasing of effect of basicregistration),CEN(Continuation of Effects), CBN1(Judicial actions or proceedings under rule 22(1)(b) which are taking place in the Office of Origin),CBN2(Facts and decisions under rule 22(1)(a) and(c)),HRN(Restriction of a holders right of disposal),EEN1(Renewal under Rule 40.3), FUN(Merger), FBN(Replacement of a National Registration by an International Registration),RTN(Refusal of a Change in Ownership),MAN(Appointemnt of a Representative), MTN(Change of Holder Name and/or Address), RAN(Cancellation),CPN(Partial Change of Ownership),OPN(Notification of Opposition periods beyond 18 months), RIN(Correction), GPN(Grant of Protection),GPON(Grant of protection subject to Opposition), GP2N (Grant of protection after the expiry of the Opposition period), APNE(Request for review of appeal expired), APNW(Request for review of appeal withdrawn), APNL(Request for review of appeal lodged), RFNT(Total Refusal), RFNP(Partial Refusal), FINC(Final decision confirming the original refusal), FINV (Final decision reversing the original refusal), FINO(Other Final decision (usually a partial reversal)), FINP (Final decision refusing some of the goods and services), FINT (Final decision refusing all of the goods and services), INNNT(Total invalidation), INNP(Partial Invalidation), DIN(Disclaimer), NLC(New Licence), LLC(Licencee name and/or address change), LNN(Declaration that a limitation has no effect.)	
231	PROLONG	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	更新を目的とする国際登録手続き	EMPTY
232		ATTLIST	DESUNDER (P A)	省略可		指定締約国がどの条約下であるかのの表示 A=アグリーメント, P=プロトコル 料金の調整に使われる。	
233			DOCID	必須項目		有効なトランザクションタイプは以下の通り	
234			EXPDATE	必須項目		新しい期間満了日	
235			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
236			REGRDAT	必須項目		国際登録が記録された日。料金の調整に使われる。	
237			RENDATE	省略可		標章の最新の更新年月日	
238			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: REN (Renewal), RCN (Complementary Renewal), EEN1 (renewal under rule 40.3)	
239	REMOVED	ELEMENT			<LISLIMT>	保護対象からはずされた指定商品・サービスの詳細	
240		ATTLIST	NICCLA1 (01～45)	必須項目		ニース分類番号: 商品・サービスリストと対応した分類。1～45類まである。	
241	REPCANI	ELEMENT				キャンセルされた代理人の表示。もし現在代理人がキャンセルされているなら表示する。	
242	REPGR	ELEMENT				代理人グループ	
243		ATTLIST	CLID	必須項目		出願人・代理人識別子 (例:CLID=“390704”)	

NO	XMLタグ名称	要素or属性	属性項目	要素型宣言	SGMLタグ名称	日本語意味	備考
244	RESTRICT	ELEMENT			<TRANSAC> </TRANSAC>	保護の制限	
245		ATTLIST	DOCID	必須項目		WIPOドキュメントID:国際事務局によって付与された特定のドキュメント(トランザクション)の識別子。全てのトランザクションは引用目的のために、この値をフィールド内に持っている。	
246			INTREGN	必須項目		国際登録番号	
247			NOTDATE	必須項目		通知書の通知日	
248			OFFREF	省略可		本国官庁使用欄(本国官庁あるいは関係官庁が望む場合使用できるテキストフィールド)	
249			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
250			REGEDAT	必須項目		変更の効力発生日。効力発生日はその国際登録関する事項が国際登録原簿に記録されたトランザクションの日付である。	
251			TRANTYP	必須項目		有効なトランザクションタイプ: LIN (Limitation), PCN (Partial Cancellation), CBNP (partial ceasing of effect of basic registration), CPN (Partial change of ownership)	
252	RFOP	ELEMENT				一部拒絶	
253		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締約国コード	
254			GAZNO	省略可		公報番号:国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
255			ORIGLAN (1 3)	必須項目		原本請求の言語 1 = 英語, 3 = 仏語 (旧 1=英語 2=仏語)	
256	RFOT	ELEMENT				全部拒絶	EMPTY
257		ATTLIST	CPCD	必須項目		指定締約国コード	
258			GAZNO	省略可		公報番号:国際公報の特定の号を参照するために使用される番号	
259	SOUARI	ELEMENT			<SOUARI>	音響標章識別子	EMPTY
260	STDMIND	ELEMENT			<STDMIND>	標準文字主張識別子	EMPTY
261	TEXTEN	ELEMENT				フリーテキスト(英語)	
262	TEXTFR	ELEMENT				フリーテキスト(仏語)	
263	THRDMAR	ELEMENT			<THRDMAR>	立体標章識別子	EMPTY
264	TYPMARI	ELEMENT			<TYPMARI>	標章のタイプの識別子 X - 団体標章か証明標章あるいは保証標章のいずれかであることを示します。 C - 団体標章であることを示します。 R - 証明標章であることを示します。 G - 保証標章であることを示します。 C、R 及び Gの値は、プロトコルが施行れる前から登録されている標章にある。	
265	VIECLAI	ELEMENT			<VIECLAI>	ウィーン分類(図形国際分類)	
266	VIENNAGR	ELEMENT				ウィーン分類グループ	
267		ATTLIST	VIENVER (3 4)	省略可		ウィーン分類のバージョン	

TARファイル構成例		別紙6-1
媒体名称	色彩の主張等 納入データ(媒体)内のTARファイルのファイル構成	
SK_DLV_20XX0701221011.tar SK_DLV_20XX0701221011.txt SK_DLV_20XX0701221011_0001.txt SK_DLV_20XX0701221011_0002.txt SK_DLV_20XX0701221011_0003.txt SK_DLV_20XX0701221011_0004.txt SK_DLV_20XX0701221011_0005.txt SK_DLV_20XX0701221011_0006.txt (納入案件一覧リスト) (納入データ1つ目) (納入データ2つ目) (納入データ3つ目) (納入データ4つ目) (納入データ5つ目) (納入データ6つ目)		

ファイル名称の形式は以下の通りです。

(a)納入データ(txtファイル)

SK_DLV_YYYYMMDDhhmmss_9999.txt

- ・YYYYMMDD …機械処理日
- ・hhmmss …機械処理時間
- ・9999 …0001～9999までの連番

(b)納入案件一覧リスト(txtファイル)

SK_DLV_YYYYMMDDhhmmss.txt

- ・YYYYMMDD …機械処理日
- ・hhmmss …機械処理時間

(c)商標解析用納入データ(tarファイル)

SK_DLV_YYYYMMDDhhmmss.tar

- ・YYYYMMDD …機械処理日
- ・hhmmss …機械処理時間

1. 納入データタブ一覧

項番	項目名	開始タグ	終了タグ	子タグ項目名	開始タグ	終了タグ	孫タグ項目名	開始タグ	終了タグ	備考
1	庁内整理番号	<OFFREF>	</OFFREF>¥n							庁内整理番号10桁＋分割記号1桁 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
2	国際登録番号	<INTREGN>	</INTREGN>¥n							更新回数記号コード2桁＋国際登録番号7桁＋分割記号コード1桁 更新回数記号がない場合は更新回数記号部に何も設定しない。 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
3	色彩主張	<COLCLAEN>	</COLCLAEN>¥n							色彩主張を設定
4	主要部分色彩表示	<COLPAREN>	</COLPAREN>¥n							主要部分色彩表示を設定
5	標章音訳	<MARTRAN>	</MARTRAN>¥n							標章音訳を設定
6	標章記述	<MARDESGR>	</MARDESGR>¥n							標章記述を設定
7	標章記述(任意)	<VOLDESGR>	</VOLDESGR>¥n							標章記述(任意)を設定
8	商品・サービス情報数	<BASICGSNUM>	</BASICGSNUM>¥n							商品・サービス情報数を設定
9	商品・サービス情報	<BASICGS>¥n	</BASICGS>¥n							商品・サービス情報グループのタグ
10				1商品・サービス情報	<GSGR>¥n	</GSGR>¥n				1商品・サービス区分グループのタグ
11							順序番号	<GSGRNO>	</GSGRNO>¥n	商品・サービスの順序番号
12							指定区分	<NICCLAI>	</NICCLAI>¥n	商品・サービス指定区分の設定
13							商品・サービス名(和文)文字列長	<GSTERLEN>	</GSTERLEN>¥n	商品・サービス名(和文)のバイト数を設定
14							商品・サービス名(和文)	<GSTERMEN>	</GSTERMEN>¥n	商品・サービス名(和文)の設定 ※商品・サービス名(和文)内に、改行コード設定禁止
15	納入日	<DLVDATA>	</DLVDATA>¥n							納入日を設定 YYYYMMDD(西暦+月+日)

※ ¥nは、そのタグで改行することを意味する。

2. 納入データサンプル

```
<OFFREF>2006350001</OFFREF>
<INTREGN>0854001</INTREGN>
<COLCLAEN>暗い赤</COLCLAEN>
<COLPAREN>ホワイト:キャラクタ「MARA THON」 オレンジ:3つの星 青:背景</COLPAREN>
<MARTRAN>ノゲル</MARTRAN>
<MARDESGR>「ノルゲ」という言葉が赤、装置の残りは青</MARDESGR>
<VOLDESGR>誰でも好きな言葉を黄色で表示</VOLDESGR>
<BASICGSNUM>2</BASICGSNUM>
<BASICGS>
<GSGR>
<GSGRNO>1</GSGRNO>
<NICCLAI>01</NICCLAI>
<GSTERLEN>68</GSTERLEN>
<GSTERMEN>速達配達サービス, 前記のサービスに関する情報の提供, 速達配達サービス</GSTERMEN>
</GSGR>
<GSGR>
<GSGRNO>2</GSGRNO>
<NICCLAI>10</NICCLAI>
<GSTERLEN>74</GSTERLEN>
<GSTERMEN>コンピュータ通信・コンピュータネットワーク・インターネット・イントラネット</GSTERMEN>
</GSGR>
</BASICGS>
<DLVDATA>20070801</DLVDATA>
```

- ➡ 庁内整理番号
- ➡ 国際登録番号
- ➡ 色彩主張
- ➡ 主要部分色彩表示
- ➡ 標章音訳
- ➡ 標章記述
- ➡ 標章記述(任意)
- ➡ 商品・サービス情報数
- ➡ 商品・サービス情報が始まることを表す
- ➡ 1つ目の商品・サービス情報が始まることを表す
- ➡ 順序番号
- ➡ 指定区分
- ➡ 商品・サービス名(和文)長さ
- ➡ 商品・サービス名(和文)
- ➡ 1つ目の商品・サービス情報が終わることを表す
- ➡ 2つ目の商品・サービス情報が始まることを表す
- ➡ 順序番号
- ➡ 指定区分
- ➡ 商品・サービス名(和文)長さ
- ➡ 商品・サービス名(和文)
- ➡ 2つ目の商品・サービス情報が終わることを表す
- ➡ 商品・サービス情報が終わることを表す
- ➡ 納入日

※納入データのBASICGSタグ内のGSGRタグの出現順序は、発注データの解析データにおける、BASICGSタグ内のGSGRタグの出現順序と同じでなければなりません。
納入データの商品区分を識別するためのGSGRNOタグも、上記の出現順序に合わせて、BASICGSタグ内で一意に“1”から振っていくものとします。

覚え書き>後述の4つの情報に関し、H27. 1から、文字列最大長を180バイト→4000バイトと拡張した。
「色彩主張(<COLCLAEN>)」
「主要部分色彩表示(<COLPAREN>)」
「標章音訳(<MARTRAN>)」
「標章記述(<MARDESGR>)」

覚え書き>H30. 1から、「標章の記述(任意)」が追加。当該項目の文字列最大長は4000バイト。

＜納入案件一覧リスト＞サンプル

20XX350151A
20XX350130
2005350980
20XX350151B
20XX350152
20XX350153A
20XX350154
20XX350155
20XX350156
20XX350157B
20XX350158
20XX350159
20XX350160
20XX350161
20XX350162A
20XX350163
20XX350164
20XX350165Z
20XX350166
20XX350167
20XX350168
20XX350169
20XX350170

納入件数:23件

＜納入案件一覧リスト(txtファイル)＞

当該ファイルは1TARファイルに対して1ファイル存在し、納入データの作成順(納入データの0001～9999の連番の昇順)に納入データの庁内整理番号を出力し、末尾にその合計件数を記載したものです。

庁内整理番号に分割記号がない場合は、分割記号にスペースを設定します。

TARファイル構成例		別紙9-1
媒体名称	商品・サービス名等 納入データ(媒体)内のTARファイルのファイル構成	
HS_DLV_20XX0701221011.tar HS_DLV_20XX0701221011.txt HS_DLV_20XX0701221011_0001.txt HS_DLV_20XX0701221011_0002.txt HS_DLV_20XX0701221011_0003.txt HS_DLV_20XX0701221011_0004.txt HS_DLV_20XX0701221011_0005.txt HS_DLV_20XX0701221011_0006.txt (納入案件一覧リスト) (納入データ1つ目) (納入データ2つ目) (納入データ3つ目) (納入データ4つ目) (納入データ5つ目) (納入データ6つ目)		

ファイル名称の形式は以下の通りです。

(a)納入データ(txtファイル)

HS_DLV_YYYYMMDDhhmmss_9999.txt

- ・YYYYMMDD …機械処理日
- ・hhmmss …機械処理時間
- ・9999 …0001～9999までの連番

(b)納入案件一覧リスト(txtファイル)

HS_DLV_YYYYMMDDhhmmss.txt

- ・YYYYMMDD …機械処理日
- ・hhmmss …機械処理時間

(c)翻訳シート用納入データ(tarファイル)

HS_DLV_YYYYMMDDhhmmss.tar

- ・YYYYMMDD …機械処理日
- ・hhmmss …機械処理時間

1. 納入データタグ一覧

項番	項目名	開始タグ	終了タグ	子タグ項目名	開始タグ	終了タグ	孫タグ項目名	開始タグ	終了タグ	備考
1	庁内整理番号	<OFFREF>	</OFFREF>¥n							庁内整理番号10桁＋分割記号1桁 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
2	国際登録番号	<INTREGN>	</INTREGN>¥n							更新回数記号コード2桁＋国際登録番号7桁＋分割記号コード1桁 更新回数記号がない場合は更新回数記号部に何も設定しない。 分割記号がない場合は分割記号部に何も設定しない。
3	事後指定日/特許庁受理日	<EXPDATE>	</EXPDATE>¥n							YYYYMMDD(西暦＋月＋日) 存在しない場合は"00000000"
4	新願補正フラグ	<CRCTFL>	</CRCTFL>¥n							0:新願案件 1:補正データ
5	商品・サービス情報数	<BASICGSNUM>	</BASICGSNUM>¥n							商品・サービス情報数を設定
6	商品・サービス情報	<BASICGS>¥n	</BASICGS>¥n							商品・サービス情報グループのタグ
7				1商品・サービス情報	<GSGR>¥n	</GSGR>¥n				1商品・サービス区分グループのタグ
8							商品・サービス名(英文)文字列長	<GSNEMENLEN>	</GSNEMENLEN>¥n	商品・サービス名(英文)のバイト数を設定
9							商品・サービス名(和文)文字列長	<GSNEMJPLEN>	</GSNEMJPLEN>¥n	商品・サービス名(和訳)のバイト数を設定
10							類似群コード件数	<RUIGUNNUM>	</RUIGUNNUM>¥n	類似群コードの件数
11							指定区分	<NICCLAI>	</NICCLAI>¥n	商品・サービス指定区分の設定
12							ガイド	<GUIDE>	</GUIDE>¥n	0:空欄, 1:＊, 2:△
13							商品・サービス名(英文)	<GSNEMEN>	</GSNEMEN>¥n	商品・サービス名(英文) 最大1024バイト ※商品・サービス名(英文)内に、改行コード設定禁止
14							商品・サービス名(和文)	<GSNEMJP>	</GSNEMJP>¥n	商品・サービス名(和訳) 最大1024バイト ※商品・サービス名(和訳)内に、改行コード設定禁止
15							類似群コード	<RUIGUN>	</RUIGUN>¥n	類似群コード。複数存在する場合は、タグ区切りで繰り返す。
16	納入日	<DLVDATA>	</DLVDATA>¥n							納入日を設定 YYYYMMDD(西暦＋月＋日)

※ ¥nは、そのタグで改行することを意味する。

2. 納入データサンプル

<OFFREF>20XX350001</OFFREF>
<INTREGN>0854001</INTREGN>
<EXPDATE>20XX1231</EXPDATE>
<CRCTFL>0</CRCTFL>
<BASICGSNUM>1</BASICGSNUM>
<BASICGS>
<GSGR>
<GSNEMENLEN>43</GSNEMENLEN>
<GSNEMJPLEN>36</GSNEMJPLEN>
<RUIGUNNUM>2</RUIGUNNUM>
<NICCLAI>01</NICCLAI>
<GUIDE>0</GUIDE>
<GSNEMEN>Material separation columns and theirparts.</GSNEMEN>
<GSNEMJP>金属製の分離用カラム及びそれらの部品</GSNEMJP>
<RUIGUN>01A01</RUIGUN>
<RUIGUN>01B01</RUIGUN>
</GSGR>
</BASICGS>
<DLVDATA>20XX0801</DLVDATA>

- ====> 庁内整理番号
- ====> 国際登録番号
- ====> 事後指定日
- ====> 新願補正フラグ
- ====> 商品・サービス情報数
- ====> 商品・サービス情報が始まることを表す
- ====> 1つ目の商品・サービス情報が始まることを表す
- ====> 商品・サービス名(英文)長さ
- ====> 商品・サービス名(和文)長さ
- ====> 類似群コード件数
- ====> 指定区分
- ====> ガイド
- ====> 商品・サービス名(英文)
- ====> 商品・サービス名(和文)
- ====> 1つ目の類似群コード
- ====> 2つ目の類似群コード
- ====> 1つ目の商品・サービス情報が終わることを表す
- ====> 商品・サービス情報が終わることを表す
- ====> 納入日

＜納入案件一覧リスト＞サンプル

20XX350151A
20XX350130
20XX350980
20XX350151B
20XX350152
20XX350153A
20XX350154
20XX350155
20XX350156
20XX350157B
20XX350158
20XX350159
20XX350160
20XX350161
20XX350162A
20XX350163
20XX350164
20XX350165Z
20XX350166
20XX350167
20XX350168
20XX350169
20XX350170

納入件数:23件

＜納入案件一覧リスト(txtファイル)＞

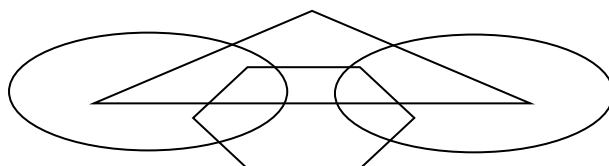
当該ファイルは1TARファイルに対して1ファイル存在し、納入データの作成順(納品データの0001～9999の連番の昇順)に納入データの序内整理番号を出力し、末尾にその合計件数を記載したものです。

【参考】 通報データの印刷例(プリント通報)

【庁内整理番号】 20XX35●●01

【国際登録番号】 1023●●1

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩の主張】
Dark red, silver grey.

【主要部の色彩】
White: characters "MARA THON"; orange: three stars; blue: background.

【標章の音訳】
MEI TE SI BANG WEI

【標章の記述】
The word "NORGE" is red, the rest of the device is blue.

【標章の記述(任意)】
Anyone can display their favorite words in yellow.

【版】 0 9

【類】 0 1

【指定商品・指定役務】
Soaps; perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions.

【類】 0 9

【指定商品・指定役務】
Computers; digital versatile disc player;

庁内整理番号	
国際登録番号	
事後指定日	
特許庁受理日	

新願補正フラグ	
版	

O:新願 1:補正

[illegible]

(例)

第 1 類

CLASS 1

【商品・サービス国際分類表〔第 1 2 - 2 0 2 3 版〕 類別表（注釈付き）】

工業用、科学用、写真用、農業用、園芸用及び林業用の化学品；

未加工人造樹脂、未加工プラスチック；

消火剤及び防火剤；

焼き戻し剤及びはんだ付け剤；

獣皮用なめし剤；

工業用接着剤；

パテ及びその他のペースト状充填剤；

堆肥、肥料；

工業用及び科学用の生物学的製剤。

注釈

第1類には、主として、工業用、科学用及び農業用の化学品（他の類に属する商品の製造に用いられるものを含む。）を含む。

この類には、特に、次の商品を含む：

感光紙；

タイヤ修理用合成物；

保存用塩（食品の保存に用いられるものを除く。）；

特定の食品工業用添加物、例えば、ペクチン、レシチン、酵素、化学保存剤；

化粧品製造用及び医薬品製造用の特定の成分、例えば、ビタミン、保存剤、酸化防止剤；

特定のろ過剤、例えば、鉱物性物質から成るろ過剤、植物性物質から成るろ過剤及び粒状セラミック製ろ過剤。

この類には、特に、次の商品を含まない：

未加工天然樹脂（第2類）、半加工樹脂（第17類）；

医療用及び獣医科用の化学剤（第5類）；

殺菌剤、除草剤及び有害動物駆除剤（第5類）；

文房具としての又は家庭用の接着剤（第16類）；

食品保存用の塩（第30類）；

根覆い用わら（第31類）。

化学品

chemicals

O 1 A 0 1

審査基準 [2, 3, 4, 19, 30 類] 国際分類表 [2, 3, 4, 5, 15, 19, 29, 30 類]

1 無機酸類

inorganic acids

亜硫酸

N

sulfurous acid

010502

	塩化スルホン酸		chlorosulphonic acid	
	塩酸	N	hydrochloric acid	010185
	過塩素酸		perchloric acid	
	混酸		mixed acids	
	硝酸	N	nitric acid	010095
	タングステン酸	N	tungstic acid	010541
	ほう酸		boric acid	
	よう素酸	N	iodic acid	010367
	硫酸	N	sulfuric acid	010503
	りん酸	N	phosphoric acid	010433
2	アルカリ類	N	alkalies	010037
	アンモニア水		ammonia water	
	か性カリ		caustic potash [potassium hydroxide]	
	か性ソーダ		caustic soda	
	消石灰		slaked lime	
	水酸化アルミニウム		aluminium hydroxide	
	水酸化カルシウム		calcium hydroxide	
	水酸化セリウム		cerium hydroxide	
	水酸化バリウム		barium hydroxide	
	水酸化マグネシウム		magnesium hydroxide	
3	無機塩類		inorganic salts	
	(1) ハロゲン化物及びハロゲン酸塩		halides and halogen acid salts	
	亜塩素酸ソーダ		sodium chlorite	
	塩化亜鉛		zinc chloride	
	塩化アルミニウム	N	aluminium chloride	010050
	塩化アンモニウム		ammonium chloride	
	塩化カリ		potassium chloride	
	塩化カルシウム		calcium chloride	
	塩化金		gold chloride	
	塩化銀		silver chloride	
	塩化クロム		chromium chloride	
	塩化ジルコニウム		zirconium chloride	
	塩化すず		tin chloride	
	塩化セリウム		cerium chloride	
	塩化そう鉛		bismuth chloride	
	塩化鉄		iron chloride	
	塩化パラジウム	N	palladium chloride	010415

<類似商品・役務審査基準の見方>

第 2 1 類		CLASS 21	A	B
【商品・サービス国際分類表〔第12-2023版〕 類別表（注釈付き）】 家庭用又は台所用の器具及び容器； 調理用具及び食器類（フォーク、洋食ナイフ及びスプーンを除く。）； くし及びスポンジ； ブラシ（絵筆及び塗装用ブラシを除く。）； ブラシ製造用材料； 清浄用具； 未加工又は半加工のガラス（建築用ガラスを除く。）； ガラス製品、磁器及び陶器。				
注釈 第21類には、主として、家庭用及び台所用の小型手動式器具並びに化粧用具、ガラス製品及び磁器、陶器、土器、テラコッタ又はガラスから成る特定の商品を含む。				
省略				
省略				
鍋類 コーヒー沸かし（電気式のものを除く。） 鉄瓶 やかん	cooking pots and pans, non-electric coffee-makers, non-electric Japanese cast iron kettles, non-electric [Tetsubin] kettles, non-electric	1 9 A 0 1	E	
1 鍋類 釜	cooking pots and pans, non-electric rice cooking pots, non-electric		D	審査基準〔11 類〕 国際分類表〔11 類〕
省略				
清掃用具及び洗濯用具	cleaning tools and washing utensils	1 9 A 0 6	K	
モップ 物干しざお	clothes hanging rods [used as washing lines]		G	審査基準〔16, 24 類〕 国際分類表〔16, 20, 22, 24 類〕
物干し用ハンガー	clothes drying hangers		I	
〔参考〕 類似と推定するアルファベット順一覧表掲載の表示				
おむつ処理用パケツ	diaper disposal pails			210409
おむつ処理用パケツ	nappy disposal bins			210409
回転式の物干しざお	rotary washing lines			210395
省略				
〔参考〕 第21類のその他のアルファベット順一覧表掲載の表示				
# 化粧落とし器	make-up removing appliances	09E25 11A07 21F01		210344
# 蚊用忌避剤用プラグイン式散布器	plug-in diffusers for mosquito repellents	11A06		210368

- A 類(区分)
 B 国際分類表の類別表(注釈付き)
 C 太字の有無は商品・役務の上下関係を示す。
 D 類似商品・役務審査基準の商品・役務の英語訳(参考訳)
 E 類似群コード

F 類似商品・役務審査基準の商品・役務の英語訳と、同一の英語表示が国際分類表「アルファベット順一覧表」に存在することを示す。

G 国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービスに付与されている固有番号

H 国際分類表「アルファベット順一覧表」において当該用語(英語表示)が一般的な用語であって、他類の商品・サービスの表示にも使用されているときに、*を付す。

I 過去にWIPO国際事務局から商品・サービスの表示に関する欠陥の通報の対象とされた英語訳であることを示す。

J □(四角カッコ)で囲った見出しの商品・役務と同一の類に属し、同一の類似群コードが付与される国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービス(参考表示)

K 同一の類似群コードが付与される商品・役務が[]内に表示した他の類に、本審査基準又は国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の参考表示として存在することを示す。

L 同一の類に属し、上記F及びJ以外の参考となる国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービス(参考表示)

M 同一の類の□(四角カッコ)で囲った見出しには存在しない類似群コードを1つでも含む表示について、#を付す。

- 本類似基準は、原則として、各区分における類似群コードの順に基づき、掲載している。区分とは、商品及び役務の区分をいい、商標法第6条第2項により商標法施行令第1条別表に定められた第1類～第45類に分けられる。
- 本類似基準に掲載した商品及び役務の表示にあつては、原則として、省令別表中の表示に基づいている。省令別表とは、「商標法施行規則第6条別表」のことであり、商標法施行令第1条に基づき各区分に属すべき商品又は役務を例示したものである。商品及び役務を国際分類に即して区分ごとに整理し、それをさらに適宜区分けした形で例示することにより規定している。
- 本基準において四角カッコで囲った見出しの商品又は役務に含まれるものは、原則として、互いに類似商品又は類似役務であると「推定」する。
- 四角カッコの下の方の[](かぎカッコ)内に表示した他の類は、四角カッコの右端に表示した記号(類似群コード)と同一の記号(類似群コード)を表示した四角カッコが当該他の類にもあることを表し、その相互の四角カッコで囲った見出しの商品・役務に含まれる商品・役務は原則として互いに類似商品又は類似役務であると「推定」する。

(例)

商品(第1類～第34類)全類通シアルファベット順一覧表日本語訳

A

類	索引	英語表記	日本語訳	類似群	固
09	A#0001	abacuses	計算器	09D01	090627
10	A#0002	abdominal belts	腹帯	10D01	100001
10	A#0003	abdominal corsets	医療用腹部用コルセット	10D01	100003
10	A#0004	abdominal pads	医療用腹部用パッド	10D01	100098
08	A#0005	abrading instruments [hand instruments]	研磨用具（手持工具に当たるものに限る。）	13B03	080002
03	A#0006	abrasive cloth	研磨布	13B03	030160
21	A#0007	abrasive mitts for scrubbing the skin	手袋状あかすり	21F01	210418
21	A#0008	abrasive pads for kitchen purposes	台所用の磨きパッド	19A06	210259
03	A#0009	abrasive paper	研磨紙	13B03	030166
21	A#0010	abrasive sponges for scrubbing the skin	皮膚の汚れ落とし用こすりスポンジ	21F01	210331
03	A#0011	abrasives *	研磨材（手動工具として用いるものを除く。）	13B03	030165
05	A#0012	absorbent cotton	脱脂綿	01C01	050176
34	A#0013	absorbent paper for tobacco pipes	たばこ用パイプのための吸収紙	27B01	340011
16	A#0014	absorbent sheets of paper or plastic for foodstuff packaging	紙製又はプラスチック製の吸収機能を有する食品包装用シート	18C04, 18C09 19A05	160355
05	A#0015	absorbent wadding	脱脂綿	01C01	050176
05	A#0016	acai powder dietary supplements	アサイー粉を主原料とする栄養補助食品	32F15	050482
05	A#0017	acaricides	ダニ駆除剤	01B01, 01B02	050387
09	A#0018	accelerometers	加速度計	10C01	090729
06	A#0019	accordion doors of metal	金属製アコーディオンドア	07A01	060482
19	A#0020	accordion doors, not of metal	アコーディオンドア（金属製のものを除く。）	07A03, 07C01 07E01	190264
15	A#0021	accordions	アコーディオン	24E01	150001
09	A#0022	accumulator boxes	アキュムレータボックス	09E12, 11A03	090009
09	A#0023	accumulator jars	蓄電池槽	11A03	090008
09	A#0024	accumulators, electric	蓄電池	11A03	090361
09	A#0025	accumulators, electric, for vehicles	蓄電池（乗物用）	11A03	090007
01	A#0026	acetate of cellulose, unprocessed	未処理酢酸セルローズ	01A01	010008
01	A#0027	acetates [chemicals] *	酢酸塩	01A01	010007
05	A#0028	acetates for pharmaceutical purposes	医薬用酢酸塩	01B01	050291
01	A#0029	acetic anhydride	無水酢酸	01A01	010010
01	A#0030	acetone	アセトン	01A01	010011
01	A#0031	acetylene	アセチレン	01A01	010012
11	A#0032	acetylene burners	アセチレンバーナー	09A01	110003
07	A#0033	acetylene cleaning apparatus	アセチレン清浄装置	09A06	070002
11	A#0034	acetylene flares	アセチレンランプ	19B25	110005
11	A#0035	acetylene generators	アセチレン発生器	09A06	110004
01	A#0036	acetylene tetrachloride	四塩化アセチレン	01A01	010013

翻訳シートの作成要領

- (1) A4版のものを横で作成する。
- (2) 必要に応じて、作成日及び頁(現頁／総頁)を右上に表示する。
- (3) 文字ポイントは、タイトル14ポイント、翻訳文12ポイント、英数字は半角とする。
- (4) 指定商品／役務名表示が「国際分類表」と一致する場合は、ガイドの欄に「＊」を付し、近似する場合には「△」印を付す。
- (5) 指定商品／役務名表示が長い場合は、セル内で折り返す。
- (6) 1列目の「庁フラグ」の欄は、タイトルのみ表示する。

別紙18：通報分翻訳シート サンプル

庁フラグ	庁内整理番号	国際登録番号	版	類	商品・サービス名（英文）	類	ガイド	商品・サービス名（和文）	類似群
	20XX-354693	0790278	08	06	Metals and metal alloys;	06		金属及び合金	06A01 06A02
				06	metal and metal alloy matrix composite materials;	06		金属マトリックス複合材料及び合金マトリックス複合材料	06A01 06A02
				06	and products in this class made from the aforementioned metals, metal alloys or metal alloy matrix materials.	06		及び前記の金属・合金又は合金マトリックス材料からなる製品（本類に属するもの。）	06A01 06A02 07A01 07A04 09A03 09A05

別紙19-1：中間書類分翻訳シート① サンプル

庁 ^{ガク}	庁内整理番号	国際登録番号	特許庁受理日	類	商品・サービス名（英文）	類	ガイト	商品・サービス名（和文）	類似群
	20XX-354693	0790278	28/08/20XX	06	metals and metal alloys;	06		金属及び合金	06A01 06A02
				06	metal and metal alloy matrix composite materials;	06		金属基複合材料及び合金基複合材料	06A01 06A02
				06	iron and steels;	06		鉄及び鋼	06A01
				06	nonferrous metals and their alloys;	06		非鉄金属及びその合金	06A02
				06	metal materials for building or construction;	06		建築用又は構築用の金属材料	07A01
				06	prefabricated building assembly sets of metal;	06		金属製のプレハブ式建造物組立セット	07A04
				06	loading and unloading pallets of metal;	06		荷役用金属製パレット	09A03
				06	turn-tables for load handling;	06		荷役用のターンテーブル	09A03
				06	traversers for load handling;	06		荷役用のコンベヤー型運搬機	09A03

2023/5/1
●/n

庁 ^ラ ガ ^ク	庁内整理番号	国際登録番号	特許庁受理日	類 商品・サービス名（英文）	類 ^{ガイト} 商品・サービス名（和文）	類似群
				06 artificial fish reefs of metal;	06 金属製人工魚礁	09A05
				06 poultry cages of metal;	06 金属製家禽用かご	09A46
				06 paint spraying booths of metal;	06 △ 吹付け塗装用金属製ブース	09A64
				06 metal molds for forming cement products;	06 金属製セメント製品の製造用 型枠	09A71
				06 metal pulleys;	06 △ 金属製プーリー	09F02
				06 springs and valves (not including machine elements);	06 ばね及びバルブ（機械の構成 要素を除く。）	09F03 09F05
				06 metal junctions for pipes;	06 △ 管用金属製接続具	09F06
				06 metal flanges;	06 金属製フランジ	09F06
				06 keys (mechanical element);	06 鍵（機械要素）	13C01
				06 cotter pins;	06 * コッターピン	09F07

2023/5/1
●/n

庁 ^庁 内 ^内 整 ^整 理 ^理 番 ^番 号 ^号	国 ^国 際 ^際 登 ^登 録 ^録 番 ^番 号 ^号	特 ^特 許 ^許 庁 ^庁 受 ^受 理 ^理 日 ^日	類 ^類	商 ^商 品 ^品 ・サ ^サ ー ^ー ビ ^ビ ス ^ス 名 ^名	(英 ^英 文 ^文)	類 ^類	ガ ^ガ イ ^イ ト ^ト	商 ^商 品 ^品 ・サ ^サ ー ^ー ビ ^ビ ス ^ス 名 ^名	(和 ^和 文 ^文)	類 ^類 似 ^似 群 ^群
			06	railway points;		06	*	転轍機		09G06
			06	road signs of metal (not luminous nor mechanical);		06	△	金属製道路標識（発光式のものと及び機械式のものを除く。）		09G07
			06	beacons of metal (non-luminous);		06	△	金属製航路標識（発光式のものを除く。）		09G08
			06	reservoirs of metal;		06		金属製貯蔵槽類		09G59 09G60 19B49
			06	anchors;		06	*	いかり		12A01
			06	mooring bits of metal;		06		けい留用金属製ビット		12A01
			06	mooring bollards of metal;		06	*	ボートけい留用金属製ボラード		12A01
			06	containers of metal for transportation;		06		輸送用金属製コンテナ		18C01 12A74
			06	anvils;		06	*	鉄床		13B01

2023/5/1
●/n

庁 ^{フリガナ}	庁内整理番号	国際登録番号	特許庁受理日	類 商品・サービス名 (英文)	類 ^{フリガナ} 商品・サービス名 (和文)	類似群
				06 swage blocks;	06 はちのす	13B01
				06 metal hardware;	06 △ 金属製金具	13C01
				06 wire rope;	06 * ワイヤロープ	18A02
				06 wire nets and gauzes;	06 目の粗い金網及び細目金網	18B02
				06 industrial packaging containers of metal (not including metal stoppers, lids and caps);	06 工業用の金属製包装容器 (金属製の栓及び蓋を除く。)	18C01
				06 metal nameplates and door nameplates,	06 金属製のネームプレート及び表札	19B21
				06 chains for dogs,	06 * 犬用鎖	19B33
				06 metal stepladders and ladders;	06 金属製のきやたつ及びはしご	19B34
				06 letter boxes of metal;	06 * 金属製郵便受け	19B35
				06 hat-hanging hooks of metal;	06 金属製帽子掛けフック	19B36

2023/5/1
●/n

庁 ^庁 庁内整理番号 国際登録番号 特許庁受理日	類 商品・サービス名 (英文)	類 ^{カイト} 商品・サービス名 (和文)	類似群
	06 money boxes of metal;	06 * 金属製貯金箱	19B44
	06 water tanks of metal for household purposes;	06 家庭用金属製水槽	19B49
	06 tool boxes of metal;	06 △ 金属製工具箱	19B53
	06 towel dispensers of metal;	06 金属製タオル用ディスペンサー	19B54
	06 metal joinery fittings;	06 金属製建具	20A01
	06 safes;	06 * 金庫	20A01
	06 door mats of metal,	06 金属製靴ぬぐいマット	20C01
	06 upright signboards of metal;	06 金属製立て看板	20D04
	06 transportable greenhouses of metal for household use;	06 金属製の可搬式家庭用温室	20D07
	06 metal gravestones and metal tomb plaques;	06 金属製墓碑及び墓碑用金属製銘板	20F01

2023/5/1
●/n

庁フリガナ	庁内整理番号	国際登録番号	特許庁受理日	類 商品・サービス名（英文）	類 商品・サービス名（和文）	類似群
				06 buckles of metal;	06 金属製のバックル	21A02
				06 metal ferrules for canes and walking sticks;	06 つえ用の金属製石突き	22C01
				06 stirrups of metal;	06 * 金属製あぶみ	24C02
				06 spurs;	06 * 拍車	24C02
				06 sculptures of metal.	06 金属製彫像	26C01

別紙19-2：中間書類分翻訳シート② サンプル

庁内整理番号 国際登録番号 特許庁受理日 類 英語表記

20XX-350922 0738190 20XX/8/28 05 Mouthwashes for medical purposes

類 日本語訳

05 医療用口腔洗浄液

10 Medical apparatus for sampling of gases in human organs and for control of pulmonary function, flow regulators for exhalation control, containers for storage of exhalation tests, respiratory filters and nozzles for use in sampling of exhalation

10 人間の臓器のガスを採取するための医療用器具及び肺機能を制御するための医療用器具、呼気調節用流量調整弁、呼気試験の貯蔵用容器、呼気サンプリング用呼吸器官フィルター及びノズル、ガス試験の医療用サンプリング容器及び貯蔵容器

20XX-356444 1045596 28/11/20XX 99 Description of the mark: The cross contained in the trademark will be reproduced neither in white on a red background nor in red on a white background; it will also not be reproduced in any other color likely to lead to confusion with the Swiss Cross or the emblem of the Red Cross.

99 本商標に含まれている十字模様は、赤い地に白又は白い地に赤で表現されるものではなく、スイスの国旗の十字又は赤十字の標章と混乱を生じさせるような他の色彩で表現されるものでもない。

別紙20：設定登録後の通報分翻訳シート サンプル

庁フラグ	庁内整理番号	国際登録番号	類	商品・サービス名（英文）	類	ガイド	商品・サービス名（和文）	類似群コード
	20XX-350895	0737907	01	Chemical products for industrial use particularly hydrogen peroxides	01		工業用化学品，特に過酸化水素	01A01
			03	Hydrogen peroxides for cosmetic purposes	03	*	化粧用過酸化水素	01A01
			05	Hydrogen peroxide for medical purposes	05	*	医療用過酸化水素	01A01

補正書等送付リスト

手続補正書

翻訳依頼日:20XX/11/26

番号	庁内整理番号	国際登録番号	書類受理日	翻訳依頼日	備考
1	20XX-350001	1023456	20XX/11/18	20XX/11/26	
2	20XX-350002	1023457	20XX/11/18	20XX/11/26	
3	20XX-350003	1023458	20XX/11/18	20XX/11/26	
4	20XX-350004	1023459	20XX/11/18	20XX/11/26	
5	20XX-350005	1023460	20XX/11/18	20XX/11/26	
6	20XX-350006	1023461	20XX/11/18	20XX/11/26	
7	20XX-350007	1023462	20XX/11/18	20XX/11/26	
8	20XX-350008	1023463	20XX/11/18	20XX/11/26	
9	20XX-350009	1023464	20XX/11/18	20XX/11/26	
10	20XX-350010	1023465	20XX/11/18	20XX/11/26	
11	20XX-350011	1023466	20XX/11/18	20XX/11/26	
12	20XX-350012	1023467	20XX/11/18	20XX/11/26	
13	20XX-350013	1023468	20XX/11/18	20XX/11/26	

WIPOからの通報

番号	庁内整理番号	国際登録番号	書類受理日	翻訳依頼日	備考
1	20XX-3500014	1023458	20XX/11/18	20XX/11/26	
2	20XX-3500015	1023459	20XX/11/18	20XX/11/26	

<紙申請のもの>

【書類名】 手続補正書

【整理番号】 2 7 3 9 1 - S P

【提出日】 令和 6 年 9 月 1 3 日 

【あて先】 特許庁長官 殿



【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第 1 7 5 3 7 9 1 号

【補正をする者】

【代理人】

【手続補正 1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第 3 0 類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第 3 0 類】

【指定商品（指定役務）】

Tea; chocolate; candy with cocoa; cocoa mixes; cocoa spreads; beverages with a cocoa base; cocoa extracts for human consumption; cocoa powder as ingredients for confectionery products; cocoa-based ice cream mixes; cocoa-based cones for ice cream; cocoa-based preparations for making beverages; cocoa-based preparations for food and drink, baking chocolate; chocolate bars; chocolate candies; chocolate confectionery; chocolate sauce; chocolate topping; cooking chocolate; chocolate-based spreads; chocolate coated nuts.

<電子特殊申請のもの>

[書類カテゴリ] マドプロ指定国官庁

[受付日] 2024.09.17

[受付番号] 52480038322

[書類更新日] 2024.09.17

[書類更新者] 0000

【書類名】 手続補正書

【整理番号】 FT-M6470

【提出日】 令和6年9月17日

【あて先】 特許庁審査官殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1725569号

【補正をする者】

【代理人】

【手続補正1】

【補正対象書類名】 国際商標登録願

【補正対象項目名】 第9類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】 Computer hardware; electronic circuits, components and accessories, namely, connection devices for use in function enhancement of notebook computers and desktop computers, media card readers, video cable adapters; network adapters, external GPUs, computer expansion boards; computer peripherals and computer I/O cards for upgrading the performance and/or connectivity of personal computers.

Limitations	
Designated Contracting Party: Japan	
NOTIFICATION	
LIN/2024/36	
Registration number	1 711 238 (SUPERTUBE)
Name and address of holder	[REDACTED]
Legal nature of the holder (legal entity) and place of organization	[REDACTED]
Designations concerned	Japan
Limitation of the list of goods and services	List limited to: 41 Entertainment services, in the nature of organizing social entertainment events; organization of sporting competitions; conducting of sporting events, namely, timing and keeping score of sports events; entertainment services in the nature of indoor amusement complexes; entertainment services in the nature of interactive games; entertainment services in the nature of indoor miniature golf; entertainment services in the nature of outdoor miniature golf; entertainment services in the nature of interactive miniature golf; golf facilities providing miniature golf courses; all of the aforementioned services provided in relation to miniature golf.
Date of recordal in the International Register	August 20, 2024
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland www.wipo.int	

※受理日は別紙 2 1 - 1 「中間書類及び通報分発注用資料例」にある「書類受理日」を参照すること。

設定登録後のリミテーション等送付リスト

翻訳依頼日 : 20XX/11/26

WIPOからの通報

番号	庁内整理番号	国際登録番号	書類受理日	翻訳依頼日	備考
1	20XX-3500014	922458	20XX/11/18	20XX/11/26	

Limitations	
Designated Contracting Party: Japan	 WIPO MADRID The International Trademark System
NOTIFICATION	LIN/2024/32
Registration number	1 603 433 (CARUS)
Name and address of holder	
Legal nature of the holder (legal entity) and place of organization	
Designations concerned	Japan
Limitation of the list of goods and services	List limited to: 33 Wines of exclusive Tuscan provenance. The other classes (if any) remain unchanged.
Date of recordal in the International Register	July 30, 2024
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland www.wipo.int	

※受理日は別紙 2 2 - 1 「設定登録後のリミテーション等送付リスト」にある「書類受理日」を参照すること。

○中間書類及び通報における定型文言の訳出ルール

項番	対象書類	書類内容	入力する英語	日本語訳	備考
1	手続補正書	【補正対象項目名】指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分	List limited to.	指定商品・役務を以下のとおり限定する。	全文補正の場合（下記「手続補正書の訳出ルール（補足）」を参照）
2	手続補正書	【補正対象項目名】第○類	Class ○ is amended as follows.	第○類は以下のように変更された。	【補正方法】が変更で【補正対象項目名】第○類が一つの場合（下記「手続補正書の訳出ルール（補足）」を参照）
3	手続補正書	【補正対象項目名】第○類 【補正対象項目名】第△類	Classes ○ and △ are amended as follows.	第○及び△類は以下のように変更された。	【補正方法】が変更で【補正対象項目名】第○類が2つの場合 ひとつにまとめて記載する（下記「手続補正書の訳出ルール（補足）」を参照）
4	手続補正書	【補正対象項目名】第○類 【補正対象項目名】第△類 【補正対象項目名】第□類	Classes ○, △ and □ are amended as follows.	第○, △及び□類は以下のように変更された。	【補正方法】が変更で【補正対象項目名】第○類が3つ以上の場合 ひとつにまとめて記載する（下記「手続補正書の訳出ルール（補足）」を参照）
5	手続補正書	【補正対象項目名】第○類	Class ○ is deleted.	第○類は削除された。	【補正方法】が削除で【補正対象項目名】第○類が一つの場合（下記「手続補正書の訳出ルール（補足）」を参照）
6	手続補正書	【補正対象項目名】第○類 【補正対象項目名】第△類	Classes ○ and △ are deleted.	第○及び△類は削除された。	【補正方法】が削除で【補正対象項目名】第○類が2つの場合 ひとつにまとめて記載する（下記「手続補正書の訳出ルール（補足）」を参照）
7	手続補正書	【補正対象項目名】第○類 【補正対象項目名】第△類 【補正対象項目名】第□類	Classes ○, △ and □ are deleted.	第○, △及び□類は削除された。	【補正方法】が削除で【補正対象項目名】第○類が3つ以上の場合 ひとつにまとめて記載する（下記「手続補正書の訳出ルール（補足）」を参照）
8	LIN	List limited to:	Class ○ is amended as follows.	第○類は以下のように変更された。	List limited to 以下に記載されている分類が1つの場合（下記「LINの訳出ルール（補足）」を参照）
9	LIN	List limited to:	Classes ○ and △ are amended as follows.	第○及び△類は以下のように変更された。	List limited to 以下に記載されている分類が2つの場合（下記「LINの訳出ルール（補足）」を参照）
10	LIN	List limited to:	Classes ○, △ and □ are amended as follows. Classes ○, △, □ and ◇ are amended as follows.	第○, △及び□類は以下のように変更された。 第○, △, □及び◇類は以下のように変更された。	List limited to 以下に記載されている分類が3つ以上の場合（下記「LINの訳出ルール（補足）」を参照）
11	LIN	Delete from list:	Delete from list.	以下の指定商品・役務は削除された。	
12	LIN	Class ○ is deleted.	Class ○ is deleted.	第○類は削除された。	
13	LIN	Classes ○ and △ are deleted.	Classes ○ and △ are deleted.	第○及び△類は削除された。	
14	LIN	Classes ○, △ and □ are deleted.	Classes ○, △ and □ are deleted.	第○, △及び□類は削除された。	
15	LIN	Class ○ remains unchanged.			入力不要
16	LIN	Classes ○ and △ remain unchanged.			入力不要
17	LIN	Classes ○, △ and □ remain unchanged.			入力不要
18	LIN	The other classes remain unchanged.			入力不要
19	CBN/PCN	Goods and Services cancelled:	Goods and Services cancelled.	以下の指定商品・役務は取り消された。	
20	CBN/PCN	Goods and Services not cancelled:	Goods and Services not cancelled.	以下の指定商品・役務は取り消されない。	
21	CBN/PCN	Class ○ is cancelled.	Class ○ is cancelled.	第○類は取り消された。	
22	CBN/PCN	Classes ○ and △ are cancelled.	Classes ○ and △ are cancelled.	第○及び△類は取り消された。	
23	CBN/PCN	Classes ○, △ and □ are cancelled.	Classes ○, △ and □ are cancelled.	第○, △及び□類は取り消された。	
24	CBN/PCN	Class ○ is deleted.	Class ○ is deleted.	第○類は削除された。	
25	CBN/PCN	Classes ○ and △ are deleted.	Classes ○ and △ are deleted.	第○及び△類は削除された。	
26	CBN/PCN	Classes ○, △ and □ are deleted.	Classes ○, △ and □ are deleted.	第○, △及び□類は削除された。	
27	CBN/PCN	Class ○ remains unchanged.	Class ○ remains unchanged.	第○類は変更しない。	
28	CBN/PCN	Classes ○ and △ remain unchanged.	Classes ○ and △ remain unchanged.	第○及び△類は変更しない。	

項番	対象書類	書類内容	入力する英語	日本語訳	備考
29	CBN/PCN	Classes ○, △ and □ remain unchanged.	Classes ○, △ and □ remain unchanged.	第○, △及び□類は変更しない。	
30	CBN/PCN	The other class remains unchanged.	The other class remains unchanged.	他の類は変更しない。	
31	CBN/PCN	The other classes remain unchanged.	The other classes remain unchanged.	他の類は変更しない。	

※上記の内容は、すべて区分「99」として入力。

※RINIについては「補正書送付リスト」及び「設定登録後のリミテーション等送付リスト」の「備考」欄に区分の数字が記載された箇所のみ翻訳。

※その他の通報については、原則全区分を翻訳し、「補正書送付リスト」及び「設定登録後の減縮(リミテーション)通知等送付リスト」の「備考」欄に区分の数字が記載された場合は当該区分と「99」文言を翻訳。

※CBNについては、「goods and services」の部分のみを翻訳。「Facts and decisions」の部分は作業不要(英語・日本語ともに)。

※3文字コードの書類について

LIN: Limitations(商品等限定指定通報)

CBN: Cancellations(基礎効力一部終了通報)

PCN: Partial Cancellations(商品等一部取消通報)

RIN: Corrections(更正の通報)

○手続補正書の訳出ルール(補足)

全文補正の例:

【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】	
【第 9 類】	
【指定商品 (指定役務)】	Home video game
【第 1 6 類】	
【指定商品 (指定役務)】	Crayon



区分「99」に「List limited to」と入力し、その下に各区分の翻訳を入力する。

左の例の場合、区分「99」に「List limited to」を入力し、その下の行にそれぞれ9類、16類を入力する。

類	英語表記	類	日本語訳
99	List limited to	99	指定商品・役務を以下のとおり限定する。
9	Home video game	9	家庭用テレビゲーム
16	Crayon	16	クレヨン

部分補正の例:

【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第 9 類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第 9 類】	
【指定商品 (指定役務)】	Home video game
【手続補正 2】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第 1 6 類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第 1 6 類】	
【指定商品 (指定役務)】	Crayon
【手続補正 3】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第 2 8 類
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【第 2 8 類】	
【指定商品 (指定役務)】	Doll



【補正対象項目名】第〇類【補正方法】変更の数を確認。

- ・1つの場合: 区分「99」に「Class 〇 is amended as follows.」と入力し、その下に区分の訳を入力。
 - ・2つの場合: 区分「99」に「Classes 〇 and △ are amended as follows.」と入力し、その下に変更された二つの区分を入力する。
 - ・3つ以上の場合: 区分「99」に「Classes 〇, △ and □ are amended as follows.」と入力し、その下に変更された区分のを入力する。※Classesはカンマ(,)でつなげ、最後の区分のみandでつなげる。(日本語の場合は及び)
- 左の例の場合、区分「99」に「Classes 9,16 and 28 are amended as follows.」と入力し、その下の行にそれぞれ9類、16類、28類を入力する。

類	英語表記	類	日本語訳
99	Classes 9,16 and 28 are amended as follows.	99	第9, 16及び28類は以下のように変更された。
9	Home video game	9	家庭用テレビゲーム
16	Crayon	16	クレヨン
28	Doll	28	人形

削除の例:

【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第 1 6 類
【補正方法】	削除
【手続補正 2】	
【補正対象書類名】	商標登録願
【補正対象項目名】	第 2 8 類
【補正方法】	削除



【補正対象項目名】第〇類【補正方法】削除の数を確認。

- ・1つの場合: 区分「99」に「Class 〇 is deleted.」と入力する。
 - ・2つの場合: 区分「99」に「Classes 〇 and △ are deleted.」と入力する。
 - ・3つ以上の場合: 区分「99」に「Classes 〇, △ and □ are deleted.」と入力する。
- ※Classesはカンマ(,)でつなげ、最後の区分のみandでつなげる。(日本語の場合は及び)
- 左の例の場合、区分「99」に「Classes 16 and 28 are deleted.」と入力する。

類	英語表記	類	日本語訳
99	Classes 16 and 28 are deleted.	99	第16及び28類は削除された。

部分補正と削除の複合の例：

【手続補正 1】

【補正対象書類名】

商標登録願

【補正対象項目名】

第 9 類

【補正方法】

変更

【補正の内容】

【第 9 類】

【指定商品（指定役務）】 Home video game

【手続補正 2】

【補正対象書類名】

商標登録願

【補正対象項目名】

第 1 0 類

【補正方法】

削除

【手続補正 3】

【補正対象書類名】

商標登録願

【補正対象項目名】

第 1 6 類

【補正方法】

変更

【補正の内容】

【第 1 6 類】

【指定商品（指定役務）】 Crayon



1. 【補正対象項目名】第○類【補正方法】削除の数を確認し、削除の訳出ルールに従って区分「99」を入力する
2. 【補正対象項目名】第○類【補正方法】変更の数を確認し、部分補正の訳出ルールに従って区分「99」を入力して、その下に対象の区分を入力する。
- ※削除と補正が入り組んでいる場合、最初に削除の数を確認し、削除の訳出ルールに従って区分「99」を入力する。

左の例の場合、区分「99」に「Class 10 is deteled.」と入力する。
次に区分「99」に「Classses 9 and 16 are amended as follows.」と入力して、その下に対象の区分を入力する。

類	英語表記	類	日本語訳
99	Classes 10 is deleted.	99	第10類は削除された。
99	Classes 9 and 16 are amended as follows.	99	第9及び16類は以下のように変更された。
9	Home video game	9	家庭用テレビゲーム
16	Crayon	16	クレヨン

OLINの訳出ルール(補足)

List Limited to: (分類が3つ以上の場合)の例:

Limitation of the list goods and services

List Limited to:

9 Home video game.
16 Crayon.
28 Doll.
39 Rental of bicycles.

The other classes (if any) remain unchanged.



List Limited to:以下に記載されている分類の数を確認。

- ・1つの場合: 区分「99」に「Class ○ is amended as follows.」と入力し、その下に区分の訳を入力。
- ・2つの場合: 区分「99」に「Classes ○ and △ are amended as follows.」と入力し、その下に変更された二つの区分を入力する。
- ・3つ以上の場合: 区分「99」に「Classes ○, △ and □are amended as follows.」と入力し、その下に変更された区分を入力する。

※Classesはカンマ(,)でつなげ、最後の区分のみandでつなげる。(日本語の場合は及び)

左の例の場合、区分「99」に「Classes 9,16,28 and 39 are amended as follows.」と入力し、その下の行にそれぞれ9類、16類、28類及び39類を入力する。The other classes (if any) remain unchanged.は入力不要。

類	英語表記	類	日本語訳
99	Classes 9,16,28 and 39 are amended as follows.	99	第9、16、28類及び39類は以下のように変更された。
9	Home video game	9	家庭用テレビゲーム
16	Crayon	16	クレヨン
28	Doll	28	人形
39	Rental of bicycles.	39	レンタル自転車

複数の定型文が入っている例

Limitation of the list goods and services

Class 9 is deleted

List Limited to:
16 Crayon.
28 Doll.

The other classes (if any) remain unchanged.



通報に記載されている順番で、訳出ルールに従って定型文言を入力。

左の例の場合、「99」に「Class 9 is deleted.」と入力。次に「99」に「Classes 16 and 18 are amended as follows.」と入力し、その下のそれぞれ16類及び29類を入力する。The other classes (if any) remain unchanged.は入力不要。

類	英語表記	類	日本語訳
99	Classes 9 is deleted.	99	第9類は削除された。
99	Classes 16 and 28 are amended as follows.	99	第16及び28類は以下のように変更された。
16	Crayon	16	クレヨン
28	Doll	28	人形

OCBNの訳出ルール(補足)

変更のない区分が最後にまとめて記載されている例

Goods and services

Goods and services not cancelled:

35 XXXXXXXXXXXX.

Classes 9, 16 and 41 remain unchanged.



通報に記載されている順番で、訳出ルールに従って定型文言を入力。
 左の例の場合、最初に区分「99」に「Goods and services not cancelled.」と入力。
 次に変更された35類を入力する。
 最後に区分「99」に「Classes 9, 16 and 41 remain unchanged.」を入力。

類	英語表記	類	日本語訳
99	Goods and services not cancelled.	99	以下の指定商品・役務は取り消されない。
35	XXXXXXXXXXXX.	35	XXXXXXXXXXXX。
99	Classes 9, 16 and 41 remain unchanged.	99	第9、16及び41類は変更しない。

変更のない旨が各区分に記載されている例

Goods and services

Goods and services not cancelled:

10 Remains unchanged.

42 XXXXXXXXXXXX.

44 Remains unchanged.



変更された区分については通報に記載されている順番で入力。
 「Remains unchanged.」と記載され、商品・役務の内容に変更がない区分は、最後の区分「99」に入力。
 左の例の場合、最初に区分「99」に「Goods and services not cancelled.」と入力。
 次に変更された42類を入力する。
 最後に区分「99」に「Classes 10 and 44 remain unchanged.」を入力。
 (区分10、44は個別に作成するのではなく、最後の99内に記載。)

類	英語表記	類	日本語訳
99	Goods and services not cancelled.	99	以下の指定商品・役務は取り消されない。
42	XXXXXXXXXXXX.	42	XXXXXXXXXXXX。
99	Classes 10 and 44 remain unchanged.	99	第10及び44類は変更しない。

変更のない区分は、
最後に区分「99」を設けてま
とめて入力

○1区分が15000バイトを超える場合(35類の場合は10000バイトを超える場合)

※商品・役務名が1区分あたり15000バイト(35類の場合は10000バイト)を超える場合は、次の手順で作成する。

①15000バイト(35類は10000バイト)を跨ぐ商品・役務名の前で商品を区切る。

(商品・役務が長く、商品・役務の区切りを示すセミコロンが見当たらない場合は直近のカンマ(,)で区切って商品・役務名を特定する。

②最初に区分99として以下の文言を記載する(○部分には当該区分の数字を、英文欄では半角で、和訳欄では全角で記載する)。

英文欄: All of the goods and services in class ○ cannot be shown. Please refer to the further section of goods and services.

和訳欄: 区分○は指定商品・役務表示がシステムの最大長を超えているため全て表示することができません。続きは、次の商品・役務名エリアに記載されています。

③①で区切った箇所までの商品・役務を記載する。

④区分99として以下の文言を記載する(○部分には当該区分の数字を、英文欄では半角で、和訳欄では全角で記載する)。

英文欄: The following are the continuation of class ○.

和訳欄: 以下は、第○類の指定商品・役務の続きです。

⑤①で区切った箇所に続く商品・役務を続けて記載する。

⑥①の区切り作業が複数回に及ぶ場合には、上記④・⑤を繰り返して入力する。

通報分発注用データ例

国際登録日・事後指定日リスト

庁内整理番号	分割	事後指定日	国際登録日
2020352792	A		20191130
2025358899			20250309
2025358900			20250518
2025358901			20250517
2025358902			20250517
2025358903			20250531
2025358904			20250201
2025358905			20250802
2025358906			20250810
2025358907			20250810
2025358908			20250815
2025358909			20250824
2025358910			20250830
2025358911			20250603
2025358912			20250526
2025358913			20250803
2025358914			20250831
2025358915			20250831
2025358916			20250831
2025358917			20250727
2025358918			20250420
2025358919			20250408
2025358920			20250705
2025358921			20250729
2025358922			20250509
2025358923			20250822
2025358924			20250310
2025358925			20250729
2025358926			20250811
2025358927			20250905
2025358928			20250905
2025358929			20101221
2025358930			20250421
2025358931			20250427
2025358932			20250422
2025358933			20250531
2025358934			20250606
2025358935			20250530
2025358936			20250617
2025358937			20250704
2025358938			20250707
2025358939			20250516
2025358940			20250708
2025358941			20250707
2025358942			20250725
2025358943			20250724
2025358944			20250725
2025358945			20250708
2025358946			20250727
2025359124		20250301	20030512
2025359125		20250301	20030512
2025359126		20250906	20080213
2025359127		20250908	20100322
2025359128		20250909	20250318

国際商標登録出願の願書等に英語で記載された指定商品・サービス名等の翻訳及び類似群コード調査事業 別紙24
令和7年度(通報・中間・設定登録、通報・分割)スケジュール(案)

2024年度

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2025年度

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

【発注回数】

通報分	(25.4.7～26.2.24)	46 回
中間・設定登録分	(25.4.7～26.2.24)	46 回
通報・分割分	(25.4.7～26.2.24)	46 回

【ロット回数】※昨年度末の積み残し分を含む。

通報分	(25.4.7～26.2.24)	51 回
中間・設定登録分	(25.3.6～26.2.26)	51 回
通報・分割分	(25.3.6～26.2.26)	51 回

【納入回数】

通報分	(発注から5週間以内 25.4.7～26.3.30)	51 回
中間・設定登録分	(発注から4週間以内 25.4.3～26.3.19)	50 回
通報・分割分	(発注から3週間以内 25.4.7～26.3.16)	49 回

※年末年始やゴールデンウィーク等その他やむを得ない事情がある場合の調整は、特許庁当事者と協議のうえ決めること。

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

- 1) 受注者（委託契約の場合には、受託者。以下同じ。）は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、特許庁（以下「当庁」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況（「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」（別紙））を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当庁又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1) から 17) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当庁内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当庁外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当庁の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当庁の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

- 12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。
- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。

- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム（外部公開ウェブサイトを含む）の構築・運用】

- 15) 受注者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。

- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。

⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当庁外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。

- ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なもので

あることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当庁外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。

17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があつた場合は、それに従うこと。

令和 年 月 日

特許庁審査業務部商標課長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 報告事項

項目	確認事項	実施状況
情報セキュリティに関する事項 2)	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(令和5年度版)、「経済産業省情報セキュリティ管理規程」(平成18・03・22シ第1号)及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」(平成18・03・24シ第1号)(以下「規程等」と総称する。)に基づく、情報セキュリティ対策を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 3)	特許庁又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行う。	
情報セキュリティに関する事項 4)	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。	
情報セキュリティに関する事項 5)	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セキュリティに関する事項1)から17)までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じる。	
情報セキュリティに関する事項 6)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)の取扱いには十分注意を払い、特許庁内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に特許庁の担当職員(以下「担当職員」という。)の許可を得る。 なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項 7)	本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体)について、担当職員の許可なく特許庁外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。	
情報セキュリティに関する事項	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに担当	

8)	職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。	
情報セキュリティに関する事項 9)	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た特許庁の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 なお、特許庁の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。	
情報セキュリティに関する事項 10)	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施する。	
情報セキュリティに関する事項 11)	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。	
情報セキュリティに関する事項 12)	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関する事項2)」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。	
情報セキュリティに関する事項 13)	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。	
情報セキュリティに関する事項 14)	情報セキュリティに関する事項12) 及び13) におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。	
情報セキュリティに関する事項 15)	情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施する。 (1) 各工程において、特許庁の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。 (2) 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、特許庁と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。 (3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。また、以下を含む対策を行うこと。 ①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。 ②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。 ③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。 ④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。 ⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置（エンドポイント）の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。 (4) 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。 (5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウ	

	ウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。 (6) 受注者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。 (7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の特許庁外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。 (8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。 ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。 ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。 ・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。 (9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。	
情報セキュリティに関する事項 16)	アプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。 (1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。 ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。 ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。 ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、特許庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。 (2) 提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。 (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。 (4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。 (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方法を定めて開発すること。 (6) 特許庁外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、特許庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。	

情報セキュリティに関する事項 17)	外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」(以下「作り方」という。)に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時にはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出する。 なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示に従う。	
-----------------------	---	--

記載要領

1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2) から17) までに規定した事項について、情報セキュリティに関する事項1) に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別葉にて理由も報告すること。
2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に特許庁と相談すること。
(この報告書の提出時期：定期的(契約期間における半期を目処(複数年の契約においては年1回以上))。)